

## 基本構想実施計画(素案)に対する意見について

### 1 パブリックコメント

- (1) 実施期間  
平成 25 年 12 月 6 日（金）から平成 26 年 1 月 6 日（月）まで
- (2) 意見提出者数  
46 人
- (3) 意見件数  
58 件
- (4) 意見及び回答  
別紙 1 のとおり

### 2 区民説明会

- (1) 開催状況  
平成 25 年 12 月 15 日（日）文京シビックセンター  
12 月 16 日（月）目白台交流館  
12 月 17 日（火）不忍通りふれあい館
- (2) 参加区民人数  
8 人
- (3) 意見件数  
22 件
- (4) 意見及び回答  
別紙 2 のとおり

### 3 意見の合計と内訳

分類	件数
子育て・教育	13
福祉・健康	19
コミュニティ・産業・文化	14
まちづくり・環境	21
その他	13
<b>合計</b>	<b>80</b>

## 基本構想実施計画（平成26年度～平成28年度）（素案）に対する意見及び回答一覧

No.	分野		件名	意見【原則的に原文通り】	回答	所管
1	コミュニティ ・産業・文化	観光	史跡・旧跡の標示板について	旧駒込林町周辺は、徳川家と縁のある史跡や旧跡があるので、その由来などを解説する標示板が設置できないか。本郷、湯島、春日に比べると標示板が少ない気がします。	区では、平成24年9月に「文京区案内標識等統一化計画」を策定したところです。今後、本計画に基づき整備する標識において、設置場所付近の観光地等の情報を掲載してまいります。なお、文化財標示板は、一定の基準に基づいて設置しています。区の指定文化財に設置する他、文化財史跡、伝説、民話などに関するもので価値の高いもの、廃校・橋・大名屋敷・地蔵等の中から設置しており、今回のご意見も参考とさせていただきます。	アカデミー推進部 土木部 教育推進部
2	まちづくり・環境	防犯・安全対策	総合的自転車対策の推進について	自転車は車道左側通行が守られていません。歩道は子供と70才以上ですが左側通行を守るよう指導をお願いします。特に若い人、東大生はメチャクチャに歩道を歩いています。	ご意見は、「230 交通安全普及広報活動」の実施に当たり、参考とさせていただきます。	土木部
3	子育て・教育	子育て支援	子育て・教育について	子供世代への配慮ありがとうございます。ただ、保育園問題に熱心に取り組んでいただいている一方、育成室の増加が少なく、大変心配です。来年小学校に入る予定の我が家も地域の育成室（向丘）にはとても入れない（条件としてフルタイムでないと例年入っていない）とのことで、仕事を辞めざるを得ない瀬戸際です（民間は高すぎる）。一日も早く育成室をつくってください。子供のために仕事を少しセーブしたら、仕事を続けられなくなるのはあまりに残念です。	育成室については、子育て支援計画に基づいて整備を進めております。子育てに関するニーズ調査の結果を踏まえ、今後の育成室の整備についても検討してまいります。	男女協働子育て支援部
4	福祉・健康	高齢者福祉	老人の特養と退出について	これだけ盛沢山書いてあるのに計画にないのはおかしい。文京区内にあと10ヶ所作って頂きたい	「071 民間事業者による高齢者施設の整備」を実施してまいります。	福祉部
5	福祉・健康	生活福祉	老人の特養と退出について	区営の葬祭場もコンビニのPOSのようにもっと区民のニーズをくんで下さい。勝手に行政や議員（若い元気な）が想像して作文するのではなく。	ご意見は、今後の事業運営の参考とさせていただきます。	福祉部
6	まちづくり・環境	住環境	まちづくりについて	大塚4丁目、5丁目の春日通り側の区画整理を早く進めてください。	春日通りの道路拡幅事業については、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所の所管となり、現在、設計中と伺っております。	土木部
7	その他		行財政運営について	選挙の際に言っていた「区議員の削減」を進めて下さい。	区議会において適切な判断がなされるものと考えております。	総務部

No.	分野		件名	意見【原則的に原文通り】	回答	所管
8	コミュニティ ・産業・文化	文化振興	71 区史について	既に文京区史 5 巻があるので更に充実したもの	ご意見は、「167 区制70周年記念事業「文京区史」の発行」の実施に当たり、参考とさせていただきます。	アカデミー推進部
9	まちづくり・環境	住環境	82 まちづくりについて	景観まちづくりについて景観を見つけ又歩く会等を推進する	講師の解説を聞きながら、文京区のまち並みを景観の観点でじっくりと眺め、評価し、まちの良いところ・悪いところを再発見していく事業として、「まち並みウォッチング」を25 年度は2 回開催しております。	都市計画部
10	まちづくり・環境	住環境	85 バリアフリーについて	バリアフリーについては区の建物だけでなく区内のビルについて進める。現在区の設備例えば向丘出張所は階段が多くエレベーターの使用が出来るように。本郷郵便局は5 F 迄もエレベーターがありますので参考にして実行してください。	ご意見は、「193 文京区バリアフリー基本構想の策定」の実施に当たり、参考とさせていただきます。	都市計画部
11	子育て・教育	子育て支援	一時保育事業について	キッズルームの定員を増やして欲しいと思います。（又は、キッズルームを新しく増やす等）予定の10日前くらいからは、予約が取りづらい状況で、急な予定で預けたい時には預けられない事が多く残念です。また、予約方法が現在は電話＋F a x ですが、インターネットによる予約状況の確認や予約ができるようになると、大変便利なのではないでしょうか。	一時保育事業の拡充のため、キッズルームシビックの定員増や新たなキッズルームの開室を計画しております。また、利用者の利便性の向上のため、現在、電子申請システムによる利用申請の受付を検討しております。	男女協働子育て支援部
12	コミュニティ ・産業・文化	地域コミュニティ	地域コミュニティの育成について	超高齢社会においては、地域住民の交流共助が気軽に生まれるように茶飲み話や井戸端会議ができる場を増やすことが大切だと思う。健康安全防災減災は自助に任せきれない。孤独、孤立してあきらめないよう、地域のふれ合いによる共助について、地域活動センターやふれあいサロンを、広い家を借り上げたり、公園空地を活用して、身近につくる。新江戸川公園施設を早急に改修して、坂の上の交流館まで行かなくてすむように。	ご意見は、今後の事業運営の参考とさせていただきます。	総務部 区民部 福祉部 土木部
13	行財政運営		アカデミー向丘の整備について	第六中学改築後に移転したら現在の地はどの様に使うのでしょうか。私は是非ここに「特別養援老人ホーム」を作っていただきたいと切に願います。文京区に特養は少なすぎます。アカデミー向丘の跡地は日本医科大学、東大病院とも近いので最高の地だと思います。	アカデミー向丘跡地については、引き続き効果的な活用を検討してまいります。	アカデミー推進部

No.	分野		件名	意見【原則的に原文通り】	回答	所管
14	まちづくり・環境	住環境	83 バリアフリーに関して	バリアフリーの基本計画はこれから考えるということですので大変期待しています。一つだけお考えの中に入れて頂きたいこと。私はある福祉施設の建築からたずさわったものです。福祉施設の利用者の大半は足が不自由な方です。ですから凹凸があっては、また急な坂があってはなりません。このたびのご案内には道路のことが触れていません。私も足が弱い方ですし、世の中には車いすの方もいらっしゃいます。先日、文京区以外の住民から言われました。文京区に坂があるのは仕方ないとしても、あまりにも左さがり右さがりの歩道が多い。文京区民はよく黙っているねと。特にえんま様の前です。なんとかして下さいませんか。車いすが傾いて倒れて人身事故が起きたら文京区は賠償責任に問われますね。	ご意見は、「193 文京区バリアフリー基本構想の策定」の実施に当たり、参考とさせていただきます。	都市計画部 土木部
15	コミュニティ ・産業・文化	生涯学習	70 文京区立図書館のサービスについて	図書館に新聞を読みにくくと無料試食券があり（餃子の王将他）ハガキ、雑誌を切りぬく人が多い。うしろの記事が読めない。よそは、みんな黒く塗りつぶしたり、ハガキなどは大きくハンコを押して使用出来ない様に工夫しています。考えてみてはどうでしょうか？	ご意見は、「166 文京区立図書館のサービス向上」の実施に当たり、参考とさせていただきます。	教育推進部
16	まちづくり・環境	住環境	82 景観まちづくりの推進について	最近、景観を形成していた狸坂の住宅が取り壊され、かなり大きな樹木が何本も切られました。また、本郷においても同様のことが起きています。瀬川邸のように不動産的な工夫がされないと保全はむずかしいでしょう。貴重な屋敷林を残す工夫の検討をしていただきたい。（屋敷林を残した事業者へのインセンティブなど）	既存の樹木については、可能な限り残すように指導しておりますが、不可能な場合は、それに代わる緑の設置をお願いしております。	都市計画部
17	まちづくり・環境	環境保護	使用可能な家具等のリサイクルについて	十分使用できる家具や家電製品を廃棄処分するのではなく、欲しい人に使ってもらうための展示の場を設けて下さい。展示の日付など区報で流していただければ、再利用され、ゴミの軽減にもなると思います。処分のステッカーが貼られて置かれた家具に、引き取って使えたらなあと思うことがよくありました。よろしくお願いします。	区が担うリサイクル事業としては、区民主体の不用品リサイクル活動の支援が中心となると考えております。なお、そのような活動の中において、再使用できる粗大ごみの抽選会も実施しております。	資源環境部
18	まちづくり・環境	住環境	まちづくり・環境について	有楽町線・江戸川橋駅に地上行きエレベーターを設置していただきたい。改札から地上までが長く、階段が急で多すぎます。ベビーカーをかかえて困っている若いお母さん、息切れしているお年寄をよく見かけます（60才でもきついです）。この駅は周辺住民にとって銀座、渋谷、池袋等に行くのに使用する駅ですが、小さい子供のいる家族、お年寄にとって、便利でも使えない駅になっています。（江戸川公園の桜、椿山荘に行くのにも便利な駅のはずです）是非エレベーターの設置をお願いします。	江戸川橋駅のエレベーター設置については、東京メトロより各種調整を進めている旨を聞いております。	都市計画部
19	子育て・教育	教育	子育て・教育について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の子供は人任せでなく、自分で育てる。育てられないなら生むな。</li> <li>・ベビーカーでのかけこみ乗車をしない。</li> <li>・犯罪者を育てないようにする。法に触れていなくても、犯罪に近い事をする人間は多い。子供のうちからしてはいけない事を学ばせる。</li> <li>・子供を乗せた自転車で赤信号は渡らないようにする。</li> <li>・スーパー内で菓子を食べさせないようにする。</li> <li>・電車内でやたら飲食させない。</li> <li>・幼稚園の友だちの耳に粘土をつめたら、しっかりと叱る。</li> </ul>	ご意見を参考とさせていただきます。	教育推進部

No.	分野		件名	意見【原則的に原文通り】	回答	所管
20	福祉・健康	生活衛生環境	地域福祉コーディネーターについて	この項に申し上げるべきかは良く分かりませんが…。私は今ペット（犬）を飼っております。おとなしく利口です。引っ越して来てまだ3年になりませんが、ペットに関してよそよそしいのがとても寂しいです。墨田区にりましたが、どこでも優しくあたたかかったです。人とペットが触れ合う区を…。	ご意見は、「132 動物との共生社会支援事業」の実施に当たり、参考とさせていただきます。	保健衛生部
21	コミュニティ・産業・文化	スポーツ振興	スポーツ指導者の育成と活用	文京区内には公益社団法人日本空手協会や柔道の講道館があり、中学校（又は小学校でも）スポーツ（武道）指導の際に連携されて行かれるといいと思います。指導を通じ相手を敬うことも教えられるからです。	ご意見は、今後の事業運営の参考とさせていただきます。	アカデミー推進部
22	まちづくり・環境	災害対策	災害協定の拡充	区内の本郷仏教会・小石川仏教会と協力し、区内寺院にて災害時のご遺体の安置をお願いします。	ご意見は、今後の事業運営の参考とさせていただきます。	総務部
23	福祉・健康	高齢者福祉	子育て・教育、福祉・健康について	昨日、六中卒業生として何十年ぶりに新校舎を見学してきました。総工費30億円以上もかける必要があったか？他の学校ではまだまだ老朽化のまま使っているものもあり、よくよく現状をみてほしい。 区長はイクメンで子供優先の進め方はいかなるものか。高齢者福祉については事業概要が記されているものの、具体的な進め方などまったくなく、ただのきれい事にしか感じられなく区内のお年寄りの人数も多く、施設を利用したくても何百人待ちでは、いつ利用できるのか。家で介護している人には何の手助けもならない区行政だ！ もっと価値のある私たちの税金を使ってほしい。	「056 老朽校舎の改築」において、誠之小学校及び明化小学校について、改築基本構想の策定に着手することとしており、校舎等、計画的に教育環境の整備に取り組んでまいります。 また、高齢者福祉施策についても、本実施計画や地域福祉保健計画等に基づき、子育て支援施策と同様、効果的に実施してまいります。	福祉部 教育推進部
24	行財政運営		計画そのものについて	そもそもこのようなものをまとめることにどんな意味があるのでしょうか？誰もが反対しないような内容だけが記載されていて、この実現による副作用（例えば増税）についてや、検討の結果として削除された項目についての記載もありません。追加的な財政措置を伴うようなきれい事だけが読みにくく羅列されています。区民にとっての判断材料として提供されるべきものは、これらの計画の実施に伴う行政コストの増減や、他の自治体で実施されているながら文京区では敢えて実施しない項目（もしあれば）であります。さもないと、全国水準からみれば極めて潤沢な区税等収入を持つ文京区の「散財計画」と言われかねません。行財政改革の理念はどこに行ってしまったのでしょうか？	本実施計画に掲げる事業の事業費や、財政計画等については、今後、お示ししてまいります。 なお、行財政改革については、別に行財政改革推進計画を策定し、健全な財政運営の確保と区民サービスの向上の両立に取り組んでいるところです。	企画政策部
25	行財政運営		全般について	すべてにおいてサービス向上により緊縮財政にして欲しいです。スポーツジムなど民間会員の方も多く、区が自前でやらずとも済むことも多いと感じます。するにしても、一部の人がしか受けられないのでウォーキングなどお金のかからない物に特化して欲しいです。	行財政改革推進計画に基づき、引き続き、民間活力の活用に取り組んでまいります。	企画政策部
26	コミュニティ・産業・文化	地域コミュニティ	アカデミー向丘の整備について	アカデミー向丘の洋室をいつも使っています。駅から近いのと、何ととっても400円で半日借りられるのが魅力です。緑に囲まれた環境も良いのでなくさないでください！	公の施設及び公有地の有効活用の観点から、アカデミー向丘について移転・整備を実施するものです。	アカデミー推進部

No.	分野		件名	意見【原則的に原文通り】	回答	所管
27	まちづくり・環境	災害対策	電線・通信線地中埋設（電柱不要化）について	震災時・大災時の避難・消火を含む災害防止活動が容易になる。（避難路確保・安全化、消防車等の通行容易化）特に裏通り（区道）は電柱が道路にはみ出しているところが多く、普段でも危険。副次的効果として、「まち」の景観が良くなり、史蹟巡り等の観光客の更なる誘致が進み、経済的な効果拡大も期待できる。	区で電線類の地中化を行うには、一定以上の歩道幅員が必要であり、狭あいな区道における電線類の地中化は困難な状況です。	土木部
28	福祉・健康	高齢者福祉	高齢者福祉について	高齢者の1人世帯が多いと思われるので、高齢者の様々の問題を聴取して解決する窓口の充実が肝要と考えます。	「088 地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）の充実」において、ご指摘の趣旨は盛り込んでおります。	福祉部
29	福祉・健康	高齢者福祉	高齢者福祉について	地域の地価の高地域ため、区営関係の福祉施設の建設よりも、民間施設の援助を中心にして介護対象者の入所の援助を中心にした方が効率的ではないか。	「071 民間事業者による高齢者施設の整備」、「073 地域密着型サービス施設の整備」に取り組んでまいります。	福祉部
30	子育て・教育	教育	誠之小老朽化校舎の改築について	1) 過去に六中との老朽化計画で中仙道をはさむ2分割校の計画をくつ返した経験からも、十分検討し実現的な建設をしてほしい。 2) 校舎だけでなく、土地（裏手崖部）の老朽化が著しい為、予想される大型地震に耐える設計をお願いしたい。 3) 又崖に沿った道路も区の定める車道として機能するよう拡張して欲しい。（校舎等はデザイナーブランドでなく、合理的な使い易い設計を望む。）	ご意見は、「056 老朽校舎の改築」の実施に当たり、参考とさせていただきます。	教育推進部
31	コミュニティ・産業・文化	生涯学習	文京区立図書館のサービス向上について	システムを整備しても、肝心の図書を予約してから手元にくるまでが長すぎます。図書館の本来の用途は、読みたい本を買わなくても読める、リクエストして少し待てば読める、ということだと思いますが、人気のある図書は100人近く待つこともあります。ただだからいつまでも待て、というのはサービス向上からかけ離れていると思います。今話題になっている本は少なくとも3か月以内に読めるよう、冊数を考慮してください。以前に比べて予約待ち時間がかかなり長くなったと思います。	ご意見は「166 文京区立図書館のサービス向上」の実施に当たり、参考とさせていただきます。	教育推進部
32	まちづくり・環境	住環境	「文京区バリアフリー基本構想」について	「基本構想」策定の必要は理解しますが、具体的には江戸川橋駅の地上行き施設は当区に転入して13年待っていますものの、いまだにありません。メトロとの関係もあるのかも知れませんが、だんだん年を取ってきたので、一刻も早く実現するようお願い申し上げます。	江戸川橋駅のエレベーター設置については、東京メトロより各種調整を進めている旨を聞いております。	都市計画部
33	福祉・健康	高齢者福祉	地域医療連携推進	私は若い頃から区内で生活しております。しかし、近所の高齢者の人達は（実母も同じでした）特養にはなかなか入居できず、近県に移住して有料老人ホームに入居するしかない状態です。病院入院迄は可能でも退院後が問題なのです。そこで、自宅を施設の居室の一部と考えて対応できるシステムを考えて頂き、人生最期迄、この文京区で生活できたら嬉しいです。幸い文京区では生活に不安がなくとても良いと皆さん口々に言っております。よろしくようお願い申し上げます。	「071 民間事業者による高齢者施設の整備」 「072 介護保険サービスの充実」 「073 地域密着型サービス施設の整備」 「087 医療と介護の連携強化」 「088 地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）の充実」 「089 認知症施策の総合的な推進」 「090 地域医療連携推進」において、ご指摘の趣旨は盛り込んでおります。	福祉部 保健衛生部

No.	分野		件名	意見【原則的に原文通り】	回答	所管
34	まちづくり・環境	防犯・安全対策		1日100円などで不定期の駐輪でも利用できる駐輪場も増やして欲しい。 御茶ノ水駅以北に駐輪場がないため放置自転車が目につく。どこかにできないでしょうか。	駅周辺の駐輪場については、本来、鉄道事業者等が整備するものですが、本区には地下鉄しかないため、土地の確保が困難となっております。しかしながら、ご指摘のとおり、放置自転車対策は急務であるため、可能な限り駐輪場設置に努めているところです。	土木部
35	コミュニティ・産業・文化	スポーツ振興	テニスコートキャンセルについて	区民が身近な場所で楽しめるよう…⇒安全に健康に楽しめるよう、テニスコートにAEDを設置してありますか？ 熱中症予防対策として、気温高い時はキャンセルを有効にしてほしいです。体調管理は本人の責任だと思いますが、決行するか辞めるかの選択はさせてほしいです。よろしくをお願いします。	竹早テニスコート及び目白台運動公園テニスコートについては、AEDを設置しております。 当日キャンセルについては、より多くの方にご利用いただくため、利用料金の還付はしていません。 なお、気温が高い時のテニスコート利用については個人の判断によるものでございますが、光化学スモッグ警報が発令されるなど、明らかに使用者の責任によらない理由でコートの使用ができないときには利用料金を還付しています。 いただいたご意見は、施設運営方法の見直しを行う際の参考とさせていただきます。	アカデミー推進部 土木部
36	福祉・健康	高齢者福祉	民間事業者による高齢者施設の整備	他の区をもっと見習って早急にホームを建設して下さい。 特養が不足しているのは分かっています。もっと民間事業者に区の学校、公共の土地を提供し早く早く希望者が在宅で死や苦勞をしないで旅立たれるようにして下さい。何千万円の入居費用は無理でも1千万以内で入れて看取りまでしてくれるホームが欲しい。在宅介護や認知症の介護の経験者は区の息のかかった老人ホームを心待ちにしています。早く早く急いで増やして下さい。	「071 民間事業者による高齢者施設の整備」に取り組んでまいります。	福祉部
37	子育て・教育	教育	学校支援地域本部事業	効果的な学校支援を図るために、地域が、学習や部活動等の学校ニーズを組織的に支援していく取組みは、将来像の「学校を核とした家庭や地域の連携」につながる、良い施策だと思います。 事業者・企業等有するノウハウを活用して更なるレベルアップを図るために、「事業者等が」を追加し、「地域住民、事業者等が学校を組織的に支援し…」とすることをご提案します。	本事業は、地域住民が中心となり学校を様々な角度から支援していく事業ですが、直接支援する方々は、地域住民だけではなく、企業やNPO法人、大学なども想定されます。そのようなことから、ご指摘のとおり「地域住民・事業者等」といたします。	教育推進部
38	コミュニティ・産業・文化	生涯学習		貴区のこれまでの区民への様々な学習機会及び発表の場を提供されてきたことは、「文の京生涯学習日本一のまち」に向けた重要な取組みと考えます。生涯学習においてはより幅広く実行的な展開が必要になりますが、今後環境の視点も不可欠なものと考えます。 事業概要に「環境」の文言を追加し、「地域、文学、歴史・社会、芸術、語学、くらし、環境、健康・スポーツなどバラエティに富んだ内容を…」とすることをご提案します。	環境の視点の重要性は認識しており、これまでも「社会」分野の中で講座を実施してまいりました。引き続き同分野に分類して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。	アカデミー推進部

No.	分野		件名	意見【原則的に原文通り】	回答	所管
39	福祉・健康	障害者福祉	日中活動系サービス施設の整備	<p>実施計画・素案ということは変更が可能という前提で意見を記述いたします。本郷交流館を取り壊し、そのあとに障害者福祉施設を建設するという説明を12月4日、12月16日、2回にわたり障害福祉課から説明を受けました。本郷交流館横遊び場も壊し敷地面積269.09㎡に5階建て約700㎡の建物を想定しているようですが地域住民の意向を全く無視したこの計画に大反対です。まず遊び場は小さなお子さんが利用している姿をよく見かけます。土地の用途は商業地域、近隣商業地域ですがここに以前から住んでいる住民は低層の住宅に住んでいる方がほとんどです。（別紙参照）（この地域の住民は高齢化が進み残念ながら説明会に出てくる体力も気力も無く、諦めているようです）当該土地に接する道路は3mです。このような場所に中層階の建物が出来るということは日影が出来てしまい更に住環境が悪化します。私の家はすでにマンション、事務所ビルのために太陽の光はあたりません。この地域をこれ以上、悪化させたくないのです。（この地域、低層の建物に住むのは我儘、もっと環境の良い場所に引っ越せという某学識経験者の意見もあるようですが）文京区がめざす住環境の将来像、「だれもが住み続けたい・住みたくなる快適で魅力的なまち」とは全く逆で区の施設が環境を破壊することになるのです。この土地を有効活用する、また700㎡確保出来なければこの事業が成り立たないとの説明もありました。計画に対する面子だけで住民を無視してこの狭い土地に建物を建設しようとしているのでしょうか？福祉部だけの都合、いわゆる「省益」の追求だけではないのでしょうか？例えば最近出来た総合体育館などは土地が有効に利用できているのでしょうか？この狭い土地に区の施設を作るということは全く理解できません。むしろ、この跡地は増加傾向がみられる小さなお子さんのために全部子供の遊び場にしても良いと思っております。住環境も多少改善されます。障害福祉施設が必要であれば交通の便利な区民会館（真砂市場も含む）の活用、民間の事務所ビル（空事務所が多数ある）の利用、廃校になった元町小学校、東京都が所有する東京ワンダーサイト（本郷2-4-16、昔、東京都の職業訓練所だった）の使用申し入れ等、いくらでも考える余地があると思います。シビックセンター内の1階、カフェを廃止、アートサロン、ギャラリーシビックの機能を区民広場に移し、その後に障害福祉施設を設けるというくらいの案があっても良いと思います。（建設費用は東京都と国からの補助金を前提としているとの説明でしたが、補助金をあてにする案も反対です）</p>	<p>区有地・区有施設については、行財政改革推進計画に基づき、行政需要や地域特性等を踏まえ、複合化や集約化も含め、その有効活用を検討しているところです。当該施設についても、漸増する特別支援学校の卒業生の進路対策や、企業就労から離職した障害者等が日中活動を行っていく場の充実を図ること、これまで本郷交流館で提供してきた区民施設の貸室機能を維持することという行政需要に鑑み、検討した結果となっております。また、障害者福祉施設の整備・運営は、福祉に係る専門的なノウハウのある民間事業者が行うこととなりますが、その事業者が安定的かつ健全な財政基盤を確立し、維持していくために、国や都の施設整備費補助金の活用を図ることが重要であると考えられます。区としましても、限られた財源の中で、様々な行政需要に応じていくために、国や都の予算編成の動向を踏まえ、区の政策実施上、必要と認められる補助金等については積極的な確保に努める必要があると考えております。</p>	企画政策部 福祉部
40	コミュニティ・産業・文化	スポーツ振興	スポーツ振興について	<p>プールやスポーツジムの利用料を見ると文京区以外の区では区民に対して安く設定されております。健康維持の観点からも検討していただきたいと思っております。例をあげると中央区はプールの利用が65歳以上は無料、泳ぐ目的ではなく歩行をされている方を多数見受けられます。ジムも安くなっています。他の区でも何らかの費用を安く設定しております。</p>	<p>スポーツセンター及び総合体育館については、65歳以上の方は、減免された利用料でお使いいただいております。</p>	アカデミー推進部
41	行財政運営		行財政運営について	<p>シビックセンター内の使い方、区の設備、施設に無駄が多数あると思われれます。無駄を省くプロジェクトを立ち上げて（縦割り行政ではなく）検討していただきたいと思っております。今回の基本構想実施計画は各部局が提出した内容が羅列されているだけで部局間の調整が出来ているのでしょうか？お互いの縄張りがあって、例えば障害福祉施設の区民センターの利用などは区民部の縄張りなので福祉部の意見は出せないとか？疑問に感じております。</p>	<p>行財政改革推進計画に基づき、庁内での調整を十分に行いながら、必要な検討を進めてまいります。</p>	企画政策部



No.	分野		件名	意見【原則的に原文通り】	回答	所管
42	まちづくり・環境	住環境		<p>私の住所は本郷2丁目、家の前の道路は3m幅です。(改築の際50cmずつ宅地が削られ4m幅に将来なります)</p> <p>20番地の南側の家は2階建て4軒、3階建て3軒、4階建て1軒です。</p> <p>23番地の南側は2階建て2軒、3階建て7軒です。</p> <p>21番地の北側は2階建て1軒、3階建て2軒、マンション1棟です。</p> <p>22番地の北側は2階建て4軒、3階建て3軒、マンション1棟、事務所ビル1棟です。</p> <p>このような地域に高さ制限45m→46m、50m→60mに誘導する案はとても受け入れることができません。現実離れしております。これ以上の住居環境の悪化は我慢が出来ません。(過去に建てられた建築物にはとやかく言いません)</p> <p>計画の再度見直しを強く要求いたします。</p>	<p>制限値については、これまで、区議会や都市計画審議会において、また、区民の皆様との議論を重ねた上で、都、特定行政庁との協議を経た数値であり、見直しを行うことは困難です。</p> <p>なお、絶対高さ制限については、良好な住環境の保全や、景観まちづくりの推進、建築紛争の防止等を図ることを目的としており、その高さにまで建築物を誘導するものではなく、まち並みから突出した建築物の出現を防ぎ、秩序ある市街地の形成を目指すものです。</p> <p>何卒、本都市計画の趣旨について、ご理解賜りたく存じます。</p>	都市計画部
43	子育て・教育	教育	老朽校舎の改築について	<p>誠之小の西側に私共の町会があります。校舎に添って長さ約100m高さ高い場所で約8mの擁壁があります。今春この擁壁のコンクリートが割れて路上に落下していました。近くの住民が学校と区に連絡をとり調査をし亀裂の補修は終了(平成25年4月)但し耐震の強度については不明のままです。今も壁面から絶えず排水が続き、住民は非常に不安を感じています。校舎改築の際はこの擁壁の撤去等について検討お願いいたします。</p>	<p>誠之小学校校舎については、改築基本構想策定のため、学校・地域関係者、学識経験者及び行政で構成する会議体において検討を行う予定です。ご指摘の西側擁壁の耐震、取扱いを含め施設全体の方向性を調査・検討してまいります。</p>	教育推進部
44	コミュニティ・産業・文化	地域コミュニティ	地域コミュニティについて	<p>湯島、本郷地区はBグルが走っていない。文京区役所や茗荷谷のスポーツセンターへ行く為には都バスで往復400円かかる。Bグルなら往復200円で済む。同じ区民税払っているのに大変不公平である。区内のどこに住んでいても、公平なサービスを受け入れられるようにしてもらいたい。</p>	<p>コミュニティバスは、既存バス路線網を補完し、公共交通を必要とする度合いが高い地域に対し運行を行うものであり、現在の路線は、公益性と経済性のバランスを考えた上で設定されたものです。新たに湯島、本郷地区を通るルートを設定すると、コミュニティバスと既存バスとの競合により、既存バス路線の減便や廃止の危険が生じるほか、バス運行補助金や追加のバス購入のための補助金も大きく増加することとなります。したがって、ご意見にありますがバスルートの追加につきましては難しいものと考えております。</p>	区民部
45	まちづくり・環境	災害対策	文京区基本構想実施計画(素案)についての意見	別紙参照	別紙参照	総務部

No.	分野		件名	意見【原則的に原文通り】	回答	所管
46	福祉・健康	生活衛生環境	住環境について	ペットや野良猫に関する条例等も作ってほしい。ペットを連れて散歩している人がいるが糞の始末をしない人が多い。ペットを持つ人に税金をかけている地区があると聞いたが、そのような条例や糞の始末をしない人に罰金を課すとか何かしてほしい。又、野良猫にエサを与える人、野良猫の去勢をしたというのが実はしていない人、問題が多い。去勢についてはその事実の証明書の提示を義務付けるとか、野良猫の餌付けを禁止するとか、美しい町作り、住みやすい住環境のために何か行動をとってほしい。	適正な飼育の普及・啓発や飼い主のマナー向上に向けて、「132 動物との共生社会支援事業」を実施してまいります。	保健衛生部
47	子育て・教育	子育て支援		区内で児童を狙った犯罪があとを絶ちません。育成室に通う子どもたちの安全を確保するためにスクールガードのような見守りシステムを確立してほしいです。	これまで同様、育成室ごとに大通りまで集団で帰宅する際に職員が付き添う等、可能な対応を行ってまいります。	男女協働子育て支援部
48	子育て・教育	子育て支援		保育サービスの安定的な提供と量的拡大を図るには、区立幼稚園預かり保育時間の延長が必要だ。（保育園と同じであるべき）	平成25年度より預かり保育の更なる時間延長を行ってまいりました。幼稚園、保育園、家庭的保育、さらには認定こども園など、今後、子育て環境として、様々な選択肢が考えられますが、子どもの育ちや、その時代の保護者ニーズを的確にとらえ、施策に反映してまいります。	教育推進部
49	子育て・教育	教育		学校図書館の利用に制限があり、読書活動を推進しているとは思えない。専任司書教諭を配置し、学校図書館の活性化を図ってほしい。	区では、ほとんどの学校に司書教諭資格を有する教員を配置し、読書活動推進、学校図書館充実に係る取組を進めております。現在のところ、学校図書館に専任の司書を配置する予定はございませんが、平成23年3月に策定した「子ども読書活動推進計画」に基づき、真砂中央図書館が学校図書館への人的支援をモデル事業として実施しており、今後の拡充について検討する予定です。	教育推進部
50	福祉・健康	生活衛生環境		「2 - 5. 生活環境衛生」における「123. 動物との共生社会支援事業」について、現在の施策を推進することに加え、千代田区のように「殺処分ゼロ」（区内で捕獲された犬・猫の東京都による殺処分をゼロにする）を目指して、保健所の態勢を強化し、ボランティアとの連携を強めることを提案します。文京区が行っている飼い主のいない猫の避妊・去勢費用の助成事業は他の自治体の引けを取らないものですから、その成果をアピールし、一層の成果につなげて全国の模範となるべきと考えます。	ご意見は、「132 動物との共生社会支援事業」の実施に当たり、参考とさせていただきます。	保健衛生部

No.	分野		件名	意見【原則的に原文通り】	回答	所管
51	まちづくり・環境	災害対策		また、「4-3.災害対策」に関連して、環境省は災害時のペットの同行避難のガイドラインを打ち出しています。文京区でもこれに沿って災害時の避難所におけるペットの受け入れ態勢の整備を急ぐべきと考えます。	地域防災計画に基づき、避難所におけるペット受入れ等についてのルール策定（飼養場所等の確保等）に取り組んでまいります。	総務部
52	まちづくり・環境	防犯・安全対策	本駒込3丁目の道路について	車がすれちがえない幅なのに一方通行でないので非常にあぶない	交通規制につきましては、交通管理者である警察の所管となります。ご意見は、駒込警察にお伝えします。	土木部
53	まちづくり・環境	住環境	住環境・防犯安全対策について	歩道、車道に放置された自転車だけでなくバイクも交通の妨害となり、放置車両のすき間から高齢者や子どもがとび出して事故につながる。区だけでなく、区内の警察署にも、バイクの駐車取締りを要望し、誰もが通行しやすい道路を整備すべきだ。	ご意見は、今後の事業運営の参考とさせていただきます。	土木部
54	まちづくり・環境	防犯・安全対策	住環境・防犯安全対策について	マンション、大規模住宅、企業ビルなどの屋上や1階などに花や木を植え、その周囲全体の温度を下げたりするなど、地球温暖化対策になると同時に心地よく暮らせる環境の整備のため、区、大学などの研究機関が協力して、助成金などで街を良くしてほしい。	都市部のヒートアイランド現象、大気汚染の緩和、地球温暖化の防止など、良好な生活環境の保全と改善を図るため、屋上緑化や接道部に生垣造成等を行う方へ、必要な経費の一部を助成しております。	土木部
55	コミュニティ・産業・文化	生涯学習	70 区立図書館のサービスについて	①中央館が千代田区、豊島区、目黒区、世田谷区に較べて著しく見劣りする。 ②準中央館として位置づけられる小石川図書館の老朽というか、身障者、高齢者、乳母車を使用する若いお母さんに対する、差別、エレベーターがない、隣接する小公園から外づけて、2F、3F、4Fの非常階段横に建設可能である。やって出来ない工事はありません。ヤル気がないだけです。小石川図書館の4Fで催物をやることは老人、身障者にくるなという事と同じです。区会議室にいくら言ってもラチがきません。	「166 文京区立図書館のサービス向上」において、中央館の機能の充実を図ることとしております。 小石川図書館の改修については、区有施設全体の計画の中で図書館の大規模改修について検討してまいります。	教育推進部
56	まちづくり・環境	防犯・安全対策	83 「文京区バリアフリー基本構想」の策定について	本郷通りの赤門の反対側の舗道を直すよう、国土交通省に文京区から働きかけて下さい。あまりにひどすぎます。 シルバーカー、車いすはもちろん普通の歩行も大変危険です。何度も万世橋の管理事務所に電話しましたが、個人ではどうにもなりません。 よろしくをお願いします。 全面舗装やり直しをお願いして下さい。	区から国道事務所にご要望の内容をお伝えします。	土木部

No.	分野		件名	意見【原則的に原文通り】	回答	所管
57	コミュニティ ・産業・文化	生涯学習	障害者福祉について	<p>文京区の「心のバリアフリーハンドブック」を拝読しました。最後に「私たちにできること」という頁がありました。そこで私は「文の京」を大切にしておられる文京区が公の施設である小石川図書館のバリアフリー化を実現させていないことをきちんとうたえることが、私にできる障害者福祉への行動だと考えました。車イスの方も平等に利用できる図書館を一日もはやく区民のために手に入れたいと願って止みません。どうぞよろしくお願い致します。エレベーターを設置してください。</p>	<p>小石川図書館の改修については、区有施設全体の計画の中で図書館の大規模改修について検討してまいります。</p>	教育推進部
58	その他		産業について	<p>産業政策についてが欲しい。文京区●●けて区民に補助する事。●●をやって欲しい。区へのMSの誘致して電力料金の値下げ、区有地に太陽光パネルを設置して、MSに配電する事によって、コストを下げる。</p>	<p>区政運営に当たっては、歳出削減等にも積極的に取り組み、限られた経営資源の下であっても、区民ニーズにかなったサービスを効果的に実施してまいります。</p>	企画政策部



平成25年12月24日

文京区企画政策部長殿(企画課)



### 文京区基本構想実施計画(素案)についての意見

このたび文京区は、区政の基本構想を実現するために区政の各分野についての「将来像」および「将来像の実現に向けた方向性」について、実施計画策定にあたり区民から意見を求められることになりました。

昨年の今頃、文京区では「文京区地域防災計画(平成24年度修正)素案」について、区報の特集号を発行して区民からの意見を求め、区民から多くの意見や要望が寄せられたが、検討することも無くこれを無視して、文京区地域防災計画(平成24年度修正)素案をそのまま成案として、「文京区地域防災計画(平成24年度修正)」が発行された経緯があります。

東京都地域防災計画(平成24年度修正)は、被害想定と東日本大震災など最近の大規模地震から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、都民および都議会の提言を可能な限り反映した一段と充実したものに対して、「文京区地域防災計画(平成24年度修正)」は、大綱において都の地域防災計画の修正、社会情勢の変化および区民からの提言を無視した平成19年修正の焼き直しに過ぎず、未だに「避難所管理運営マニュアル(確定版)」や危機管理室が内容の不備を自認している「文京区職員行動マニュアル(平成18年3月)」等の改訂も出来ないで、現実には実効性に乏しい脆弱な地域防災計画であります。

東京湾北部地震や首都直下地震等の発災時の防災対策や初期活動において、防災活動に関心を持つ文京区町会連合会はじめ地域団体においては、災害発生時の避難および避難所運営に支障を来し、区民等に多くの犠牲者が出ることを憂慮しているのであります。

以下文京区町会連合会として、この基本構想実施計画の「まちづくり・環境」分野において、災害対策として地域防災訓練等、避難所運営協議会の運営支援、災害時における飲料水の確保、災害時要援護者の支援および防災啓発資料の充実等11の事業が記載されているので、文京区の防災対策が東京都および他の区市町村に比べて著しく遅れているこれらの諸問題について、20万区民の生

命・身体の安全確保のために、災害対策基本法による基礎自治体としての第一義的責任と役割を有する文京区に対して、区の基本構想実施計画の策定の機会に改めて提言するものであります。

なお、最近「文京区基本構想実施計画(素案)」「文京区地域防災計画(平成24年度修正)(素案)」「文京区教育振興基本計画(素案)」について、区民から意見を求めているが、これらの意見の提出先が防災課、企画課および庶務課教育改革担当等の課長職以下で、何れも部の事務を処理するいわゆる事務屋であります。

区民に対して意見を求める役職としては、少なくとも区を代表する文京区組織条例第1条(設置)に記載されている企画政策部長以下10の部長名とすべきであると思います。

本来は区長が区民に対して意見を求めているもので、文京区役所組織条例(昭和47年3月30日条例第3号)第1条(設置)に記載されている職であるべきであります。

ところで防災課、企画課や庶務課教育改革担当等の課長職以下の職員は、文京区役所組織規則(平成12年3月31日規則第31号)第1条の規定されている、区長及び会計管理者の事務を処理するために設けられた職で、本庁・行政機関・付属機関の事務職(いわゆる事務屋)であります。

これらの実施計画(素案)等の作成責任者は、防災課長や企画課長等で作成立案担当課長としては、それなりの立案を尽くしているので区民からの意見を実施計画(素案)等に素直に取り入れる考えは少なく、そのため実施計画(素案)等に区民からの意見は聞き流し又は黙殺して素案を成案化する意識が強く、単に「区民からの意見を聞いた。」と言う形を残すのみで、区民からの提案については真摯に受け入れる意識が薄いのであります。

実施計画等の課題が大きくなるほど、事務屋である立案者の経験は乏しく、また前任者の立場を意識する役人感覚等が、素案に対する区民からの意見を阻み、前例踏襲に陥り易く、状況変化や新しい感覚を取り入れた計画の策定は困難になります。

将来像やこれらの実現に向けた方向性および実効性を求める場合は、区長・部長等の理事者が表面に出なければ、実効性に乏しい実施計画となるのであり、

他方提案する区民は、夫々の問題点を身近に感じている者で、過去の経験・体験等から時には計画立案者以上の知識能力を有している者が多数居りますので、より良質の計画策定を期待して提案するのであります。

区の基本構想実施計画等の重要な計画の策定について、区民に意見を求める場合には、区長・部長等の理事者名で意見を求めるべきであります。

理事者の真摯な対応でなければ内容がある意見は提案されないので、区民からの意見については採否に係わらず、区長又は主管部長から処理状況について回答すべきであります。

## 記

### 第1 地域防災訓練等について

文京区の防災対策については、訓練等の細部のみでなく基本となる防災対策条例や地域防災計画(平成24年度修正)に、多くの欠陥があります。

とくに発災直後における諸対策、避難計画および実施については、基礎的  
地方公共団体としての第一義的責任と役割を果たしていなばかりか、必要な訓練が行われて居らず、区防災対策条例第6条の「防災に関する知識及び技能の習得については」極めて疑問であります。

災害対策基本法は、区市町村に基礎的  
地方公共団体としての第一義的責任と役割を課しています。地域防災計画の策定の総てがこの責任と役割を果たすための主要な計画であるが、文京区地域防災計画(平成19年度修正および平成24年度修正)については、肝心の職員招集計画、発災時の業務対応計画、避難所運営管理計画、平素の広報活動・避難誘導及び避難所運営計画、職員訓練計画等の震災応急対策計画については、必要な計画が出来て居らず多くの課題や問題があります。

とくに防災訓練については、区職員に対する職員参集訓練、危機管理体制移行訓練、情報通信訓練、救出救助訓練、消火訓練、避難及び避難所運営訓練、帰宅困難者対策訓練等多々あるが、発災直後は危機管理体制の構築で、初動態勢としての区職員に対する職員参集訓練および危機管理体制移行訓練と情報通信訓練であります。

次いで72時間以内の重要な活動としての救出救助訓練、消火訓練、避難及び避難所運営訓練、帰宅困難者対策訓練、ライフラインの確保等であるが、4日目を降は生活再建と帰宅支援であります。

文京区の防災訓練は、これらの要請に対して必要な対象に必要な訓練が行われていないのであります。とくに区職員に対する必要な初動訓練が少なく、震災発生時の対応について基礎的な欠陥があり、極めて問題であります。

訓練の必要性と練度の向上は、先ず発災直後の基礎自治体として業務であるが、文京区は防災態勢の整備が不備であり、加えて職員として必要な各種訓練

を行われず、地域防災活動の基本的計画内容も誠に稚拙であります。

したがって区市町村に基礎的地方公共団体としての第一義的責任と役割を有する区としての態勢の整備や各種防災活動の習熟練度は低く、震災発生時において文京区は第一義的責任や役割を果たす能力が疑問で、混乱と停滞により地域防災計画の不備が、発災時に住民や事業者等が直接の被害を受けることを憂うのであります。

とくに発災から24時間以内の活動に伴う訓練は、直ちに区民の生命、身体および財産の保護に結びつくものであるが、区としては警察および消防の活動と区民の協力により防災の成果が上がるもので、区が行う防災訓練は消火訓練と避難所運営協議会による避難訓練のみで、区民防災組織(町会・自治会)による避難所運営訓練に偏っていて、肝心の区職員による避難所開設訓練や通信訓練等が疎かにされているので、区職員による避難所開設業務は現場が混乱するので、対応には疑問があり基礎的地方公共団体としての役割は果たせないと感じているのであります。

また避難所開設等の通信訓練については、職員が機器の取扱や基地局および固定局等の通信要領等の通信運用能力の習得が不十分であるので、通話が混乱してオーバーフォローに陥入り、通話不能になることは疑いないのであります。

発災から24時間以内の活動は、全体として区の職員参集計画の不備と参集訓練の不足から、要員の参集不足が生じて発災の初期におれる組織的活動に齟齬が生じて、基礎的自治体としての第一義的責任と役割を果たすことが出来ない所以であります。

ここで同じ23区のうちから港区の取り組みを紹介すると、平成24年度修正に当たり、震災予防計画に第8章に防災関係機関の訓練計画を設けている。

内容は総合防災訓練と職員の防災教育及び訓練に分けているが、職員の防災教育及び訓練には、区役所、警察署、消防署およびその他防災関係機関について訓練事項を定めているが、区役所としては初動訓練、図上訓練、資機材操法訓練、無線通信訓練、応急救護訓練、参集訓練およびその他災害時に必要とされる訓練の7種にわけて計画している。とくに初動訓練には「特別非常配備態勢行動マニュアル」の運用の習熟を図り、初動期の態勢の強化を図っている。

文京区の防災訓練が総合防災訓練と避難所運営協議会による避難開設訓練のみとは格段の違いが感じられ、「文京区職員防災行動マニュアル(平成18年3月)」、さらに平成22年12月防災課作成の「区民のみなさまと区職員のための避難所運営管理マニュアル(確定版)」の作成が遅れている現状に、憂うのであります。



## 第2 避難所運営協議会の運営支援について

避難所の開設および管理運営は、基礎的地方公共団体である区市町村の責任であり役割があるが、文京区の避難所管理運営は都の指針に従っておらず、独自の「避難所運営協議会」による管理運営を行っているので、実効性がなく現場が混乱することは明らかで、基礎的地方公共団体としての役割を果たしていないのであります。

区の「文京区避難所運営協議会設置要綱」は、区長決定であるので区職員はこれに従う義務はあるが、区民に対する法的拘束力はないのであります。区民は災害対策基本法や都条例等により自治体が行う避難所の運営管理に協力する義務はあるが、その前提として避難所の開設および管理運営を基礎的自治体である区市町村が行い最善を尽くすべきであります。

しかし文京区においては災害発生時の区職員の招集および活動体制に避難所開設要員の不足等に多くの問題があり、加えて防災課長自身が内容の不備を認めている「文京区職員防災行動マニュアル(平成18年3月)」、さらに平成22年12月防災課作成の「区民のみなさまと区職員のための避難所運営管理マニュアル(暫定版)」に記載されている、「区では、平成23年度に地域防災計画を修正し、避難所の設置・運営に当たって、避難所運営協議会及び区の責任と役割を明確にする予定です。それに基づいて、本マニュアル(確定版)を作成する予定です。」と記述されているが、

区は地域防災計画(平成24年度修正)作成後9か月以上経過しているが、未だに改訂されておらず、実体としての「避難所管理運営対策」は立っていない状況であります。

このように区の避難所対策には基礎的地方公共団体としての自覚に欠陥があります。したがって適正な避難所の開設および管理運営について態勢の不備により、発災当初から区民防災組織の活動を当てにしています。

区民防災組織の活動については、被災による自助活動による安全確保、互助による救助・救護が予想されるのであります。

まず基礎的地方公共団体である文京区はその責任と役割を果たすために、東京都地域防災計画(平成24年度修正)、「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」および「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」等に避難所管理運営体制を整備して、発災直後の要員配置を再検討して要員の確保に努めて、個々の職員に対する活動について周知徹底するために、実効性に乏しい「文京区職員防災行動マニュアル(平成18年3月)」の早期改訂に努め、所要の訓練を反復実施して防災活動の知識及び習得に努めて、第一次防災機関としての責務を果たす態勢整備を行った上で、区職員が対応できない分野について

区民防災組織等の協力・支援を求めるべきであるが、現状は基礎的地方公共団体としての役割を果たさず、区の業務を区民に協働・協治として転嫁しているが、文京区の避難所管理運営対策の総合的検討を行い、基礎的地方公共団体、防災関係機関および住民の行うべき役割と順序の検討の後に、東京都地域防災計画(平成24年度修正)に準拠した施策相互の連携関連の区分による施策および活動について、各組織、機関等の分野において役割が果たせる態勢に整備すべきであります。

東京都地域防災計画(平成24年度修正)、「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」および「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」等は都内各区市町村において一般的に行われている態勢であります。

文京区の避難所管理運営は、東京都の指針に拠らない区独自の「避難所運営協議会」によるもので、法規範としての性格をはじめ多くの不合理と欠陥があります。したがって責任の所在が不明確で現実には実効性のないもので、根本的に見直すべきであります。

とく避難所管理運営について、平常時から区市町村の職員による準備が進められ、発災時には平常時の準備を元にして、適法かつ適正な避難所の管理運営が行われるので、法規範によらない「避難所運営協議会」を廃止して、都の避難所管理運営態勢に準拠した態勢に改めるべきであります。

災害救助法による第一次行政機関は都道府県であります。東京都は避難所の管理運営について、東京都内の区市町村に対して「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」、「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」等のマニュアルを示して、区市町村による避難所の管理運営について仔細かつ明確にその役割を示して「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」は平成25年2月に改訂して、都内の区市町村に求めているのであります。

この指針によると、平常時から避難所毎に区職員による避難所管理責任者を選任・配置して、発災時には避難者が安心して避難所生活ができるよう管理に必要な利用計画や総務班、情報班、保健衛生班、物資班、相談班、防犯班、災害時要援護者対策班、自衛消防班等の各班を設けて、各班に班長、副班長を含めて3～5人程度の区職員を配してその役割を定め、平常時に行う事項も含めて、それを定期的に確認するための避難所運営会議を設置することを明確に示しているのであります。

これに対して文京区の避難所運営協議会設置と役割は、区民防災組織(町会・自治会)に、区職員が駆けつけるまでの間は、避難所運営協議会を中心に避難所開設の準備に着手し、災害対策本部に避難状況などを連絡する。とし

ているが、発災初期には町会・自治会役員等も自助による安全確保や救助活動に当たっている時間で、区民の一部のみが避難する避難所開設に役員が掛かり合う余裕が無いと考えている。

この時間帯の活動について文京区のシフトは平成19年度修正のままで、初動期シフトは、災害対策本部の編成と初動体制になっている。

逐次参集した区職員のうち、臨時災害対策本部および災害対策本部要員の「本部班」および「情報班」以外の職員は、まず「避難所開設班」の実働要員として投入すべきであります。

「救出・救護班」は総務部(契約管財課、税務課)、保健衛生部、都市計画部、土木部および施設管理部(施設管理課：技術)で編成されるのであるが、任務は被害情報の収集等を含む救出・救護である救助・救急活動は、計画第9章第4節では、消防署および警察署の活動と計画されているので、能力的および訓練度から区職員が参加する余地はなく、被害状況の把握は不可能で、1日目の編成上の任務は無用で、実態は庁内待機であります。

また「地域活動センター班」は、区民部、アカデミー推進部、資源環境部、監査事務局および選挙管理委員会事務局で編成されるが、任務は具体的に不明で、編成要員は多すぎて実態は庁内待機であろう。

「避難所開設班」は、福祉部、男女協働子育て支援部、教育推進部で編成されるが、「文京区職員防災行動マニュアル(平成18年3月)」が整備されていないので、実態は町内待機で各避難所の開設にどのような編成で実施するのか、避難所に入所する町会・自治会に、職員の所属・氏名を人事異動後速やかに示達して、意思の疏通に務めるべきで職員参集と配置が不明確で、避難所の開設および運営が、区民防災組織のみが行うことになる。

さらに避難所運営管理マニュアルは、平成22年12月防災課作成の「区民のみなさまと区職員のための避難所運営管理マニュアル(暫定版)」のままで、「区では、平成23年度に地域防災計画を修正し、避難所の設置・運営に当たって、避難所運営協議会及び区の責任と役割を明確にする予定です。それに基づいて、本マニュアル(確定版)を作成する予定です。」と記載されているが、地域防災計画(平成24年度修正)作成後9か月以上経過している現在も、未だに改訂されておらず、実体としての「避難所管理運営対策」は無いのであります。

文京区の活動シフトは、平成19年度修正の、「初動期シフト(1日目)」、「中期シフト(2日目～1週間)」および「後期シフト(1週間後～)」であります。

東京都および他の区市町村が、都の地域防災計画の災害発生時の「施策相

互の連携相関」の、①発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動に修正しているが、文京区では5年前のままであります。

発災直後の応急対策である避難所の開設は、事前に計画と準備を行っておけば発災後3時間以内に十分開設できるが、この間避難者は一時集合場所または地域集合場所で避難所開設を待つのであります。

東京都地域防災計画(平成24年度修正)、「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」および「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」等は、これらについて指導していますが、文京区の避難計画の不備でしかも大きく遅れているのであります。ここにも避難所運営協議会依存による弊害があり、避難所運営を東京都の「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」および「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」等に速やかに改めるべきであります。

避難所管理運営の責任は、区市町村の業務であることを明確にした上で、これに区民等の協力支援を得るために日頃から町会・自治会等の協力を得るために、避難所毎の「防災マニュアル」を作り、備蓄物品の場所、貯蔵水や非常電源の場所、避難所内の部屋割り、外部の連携組織との連絡方法や窓口など、直ちに活動を始めるための必要な内容を明記しておくこと等を定めているのが、これが震災時における東京都の避難所運営の原則であります。

しかし文京区の避難所運営は「避難所運営協議会」主体の態勢であります。この「避難所運営協議会」設置の根拠は、平成19年4月2日区長決定の「文京区避難所運営協議会設置要綱」であります。

区長決定の要綱とは、区長が副区長以下の区職員に対する職務命令の一つであり、区民に対する法的拘束力はありません。

この「避難所運営協議会」は、名称と異なり避難所の運営について協議するための組織でなく、災害発生時における区職員の参集不備による要員不足を補うために、一方的に町会・自治会を区民防災組織として、これらの町会・自治会に避難所の開設を含む自主運営、管理体制を確立するために設置した執行機関であります。

その避難所運営協議会の組織は、地域住民委員・学校委員・区委員の三者で構成されているが、会長および副会長は地域住民委員(町会・自治会)の中から選出する。とされているほか、その役割は震災時における避難所の運営・管理を行うことであります。

避難所運営協議会の学校委員には、当該校長および副校長が指名されていますが、避難所に指定されている区立小・中学校の施設管理権は学校長であります。地域住民委員である区民防災組織の役員で町会等の役員が、避難所運営協議会

会長として当該区立小・中学校の施設管理権を含めた避難所運営を代表として会務を総理することは、妥当性を欠き施設管理権者の学校長の職務を損なうもので、区町決定の要綱で民間人に課すべき権限ではありません。

震災時における避難所の運営・管理等の任務や責任は、災害救助法や都条例等により基礎的地方公共団体で、第一義的責任と役割を有する区市町村にあります。

また区長が、区民に義務を課す場合には条例の制定が必要でありますのであります。区長決定の要綱は、本来区長が区職員に対する業務執行上の手続きを定めるもので、要綱で区民に義務を命ずる権限はなく区民もまたこれを受け入れる義務が無いので、「文京区避難所運営協議会設置要綱」は法規範として違法なものであります。

文京区の避難所管理運営は、東京都における震災時の避難所運営の原則を無視して、区民に対して区の責任や義務について拘束力の無い区長決定の「文京区避難所運営協議会設置要綱」により、区民に避難所運営を丸投げしている特異なものであります。

都は地域防災計画(平成24年度)の修正に際して、住民の避難に備えて事前に避難場所、避難道路、避難所等の確保に努め、平成24年11月には都内での避難所は2,698か所(協定施設等を含む)に、二次避難所(福祉避難所)は883か所を確保して、避難所収容人数は約336万人と致しました。

このため新たな都の被害想定による避難者数は最大で約339万人、うち避難所へ避難する人数は最大で約220万人となったが、避難所の収容人数はそれを十分に確保するまで整備されたのであります。

しかし都資料編による文京区の避難者数は、61,865人とされているが、区ではこの避難者を避難所生活者と名称を替えて40,213人と計上しています。

文京区が指定した32か所の避難所収容人員は、僅かに36,316人分で、区が指定した避難所に入所出来ない避難者数は25,549人(70.4%)と大勢に上り、収容不可能の避難者が25,549人に上り避難所確保の不備のために入所出来ない状況であって、避難所確保の不足により区の32か所収容人員の7割に相当する避難者が、避難所に入所出来ないことは区の対応の怠慢であります。

これら避難所整備の必要性が求められる現在において、文京区の対応は遅れています。現在文京区の避難所は、32か所の区立小・中学校を指定している

が、この収容総人員は36,316人であります。

また二次避難所(福祉避難所)については、都への報告が遅れていたために都の地域防災計画の資料編に記載されて居らず、区の資料によると福祉避難所は7か所で、この収容人員は不明であります。

都の地域防災計画資料編による文京区の避難者数の最大61,865人であるが、区の地域防災計画では「避難所生活者」と名称を替えて40,213人と計上しています。

この人数差の根拠は、過去の地震等において発生時に一旦避難所に入所した後に、自宅等に帰宅した者が35%であったことから、都の資料による避難者発生数の61,865人に対して、その35%に相当する21,652人が、自宅等に帰宅するものとして計算して差し引いたものであります。

しかし東京湾北部地震はM7.3と予測され、この震災による被害は文京区内では建物全壊棟数3,602棟、火災による焼失棟数は2,443棟と資料に計上されているので、巨大地震では全壊全焼に至らずとも家具等の倒壊や破損によって生活出来ない家屋やマンション等も多くなるので、避難所に避難した61,865人のうち、35%の避難者が自宅に戻るという予測は甘い考え方であります。

これは避難所確保や整備が不十分で、区内の避難所収容人数に対して70.4%の多数を占めたことにより、避難者数に相当する避難所の施設が確保出来なかった、単なる言い訳に過ぎないのであります。

しかし区の地域防災計画資料編によると、平成11年一時避難場所として協定されていた都立向ヶ丘高校は平成20年に避難所施設に、都立竹早高校および都立工芸高校は平成20年に避難所施設に協定し、都立小石川中等教育学校は25年3月にと避難所施設利用に関する協定が結ばれています。

また東京学芸大学の付属竹早小・中学校および幼稚園とは平成13年10月に一時避難所として協定が結ばれていたが、更新の協定がなく。平成17年11月拓殖大学と避難施設についての協定が結ばれていたが、地域防災計画(平成24年度修正)資料編に記載されていないので協定が更新されず、危機管理室防災課として、避難所不足の中で区としての努力が足らなかったと言わざるを得ないのであります。

これらの避難所等については、資料編222ページ以下の「第56 避難所に当てる学校施設一覧表」に収容町会・自治会名がなく、備蓄物品の保管も無いので、避難所が不足している中でどの様に運営するのか不明であります。

この都立高校等の4校の避難所?は、近くの区民にも知らされていないが、一体誰を収容するのか疑問であります。

疑問と言えば避難所への入所について、平成22年12月防災課作成の「区民のみなさまと区職員のための避難所運営管理マニュアル(暫定版)」によると、この5ページに記載の「基本的な避難所開設の流れ(発災直後)」には、「住宅に住めなくなった場合」としているほか、マニュアル全体について実効性の乏しい内容であります。

これでは極めて分かり難く、区職員が避難所を開設する場合に、避難所に押しかけた避難者が「住宅に住めなくなった場合」の判断が、避難所受付で出来るのかであります。

平成23年3月の東日本大震災発生時における文京区の避難所開設では、文京区地域防災計画(平成19年度修正)による避難所開設の状態に至っていなかったが、区の災害対策本部で区内32か所の避難所開設を決定しました。

当時の計画による避難所開設の要件は「地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害の恐れのある者について、一時的に収容する必要があると認めたときは、避難所を開設し(以下略)」となっていました。

現在もこれを引継いでいるのでこれは有効な判断であるが、東京湾北部地震や首都直下地震、元禄型関東地震の発生時はM7.3以上で、最近の都民・区民が経験したことのない巨大地震で、東京湾北部地震には空を眺めていた区民も急いで避難所に駆け込むことになります。

この場合に「区民のみなさまと区職員のための避難所運営管理マニュアル」により、避難所開設時に「地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害の恐れのある者」の避難所開設班や協力する町会等の役員が、家屋の倒壊や焼失などで被害の区別が出来るのかであります。

避難所の開設までに、必要な建物内の点検もあり、マニュアルに記載の判断や手順が可能かであります。

マニュアル作成前に危機管理室を含む避難所開設班で実地訓練をした後に「避難所運営管理マニュアル(確定版)」を作成すべきであります。区職員による避難所開設が円滑に出来ない場合は、被災者である町会・自治会等に任せて運営は不可能であると考えています。

避難所の管理運営のほか、区内には滞留者は336,926人と帰宅困難者の131,632人の合計468,558人が、一時の避難先を求めて行動するので、これらの避難者等が避難所や福祉避難所に押しかけることになるが、避難所等では激しい混乱になることは必至であります。

さらに震災発生時に区内の滞留者は336,926人想定されるほか帰宅困難者131,632人が所在するので合計468,558人の避難対策も考慮しなければならぬが、この対策は不十分であります。

災害救助法や都条例等により避難所の運営管理の役割や責任は、基礎的地方公共団体である区市町村にあります。これらの職員が現実に即した実効性の高い実施可能な「避難所管理運営マニュアル」が必要であるが、文京区の「避難所管理運営マニュアル(暫定版)」は、総て区民防災組織主体の避難所運営協議会を念頭において作成したもので、適法かつ妥当性を欠いたマニュアルであります。

区は「現実に即した実効性の高い対策」を唱えているが、責任の所在が不明確で、計画の内容が稚拙で良質の避難所管理運営計画とは言えないものであります。

この意味から文京区の避難所整備と避難所運営管理の問題点に対して根本的な検討を加えた「文京区地域防災計画(平成24年度修正)」が必要であったが、東京都地域防災計画(平成24年度修正)の内容、社会情勢の変化および区民からの提言等を見下し、大綱において平成19年修正の焼き直しに過ぎない「文京区地域防災計画(平成24年度修正)」であり、未だに作成されていない「避難所管理運営マニュアル(確定版)」、危機管理室防災課長自身が内容不備を自認している「文京区職員行動マニュアル(平成18年3月)」等の改訂が、未だに出来ていないで実態では、現実を見下した実効性に乏しい脆弱な地域防災計画と言わなければなりません。

この状態では災害発生時の安全確保に大きな不安を持ち、区民の安全、安心を念願する文京区町会連合会として憂っているのであります。

文京区の避難所整備の不足と避難所運営管理の問題点は、避難者の受入れ時に現れることとなります。避難者数に対する避難所収容人数の不足に対する都立、国立および私立の小・中学校、高校、大学に対する「避難所施設利用に関する協定」による補充対策の遅れや、避難方式の二元性による避難および避難所運営は混乱必至で、義務なき区民が避難所の開設や運営が出来るものでなく区職員による対応が必要であります。

この避難所施設の不足を補うために、区は総力をあげて努力すべきであります。区内には区立小・中学校の他に、都立、国立および私立の小・中学校、高校、大学が多くありますので、収容人員の不足に対しては、これらの学校と積極的に「避難所施設利用に関する協定」を勧めて避難者の収容人数の拡大に努めるべきであるが、現状では不十分であります。

避難者対策は、災害発生初期における区民等の生命・身体の保護に直接関係する重要な施策であります。発災直後の避難所管理運営は混乱して極めて困難な業務の一つであります。

しかし文京区職員の動員計画の不備、職員の意識や責任の欠除により、必要



な要員の確保が出来ない状態に陥ります。この場合の要員不足を町会・自治会役員主体の「避難所運営協議会」に避難所の開設や運営を求めているが、

区災害対策条例や地域防災計画では、区が避難所の開設、管理運営を行うことと規定しているが、避難所運営協議会設置要綱による避難所の管理運営については、協議、協働の文字の解釈の「まやかし」で、区職員動員計画の不備による初動活動時の要員不足を、協力や協働の段階を超えて違法に町会・自治会役員等に転嫁していることは明らかであります。

生来真面目で法解釈が出来ない町会等の役員は好意的に了承するが、役員の多くは高齢者で体力が欠けて混乱時の活動には付いていけず、家族からの反対も出て、災害本番では予定する役員が集まらないのが一般的であります。

文京区職員は地方公務員で、地方公務員法および災害対策基本法等で防災活動の義務を負うものであるが、参集範囲が都職員に比較して狭く、公務員としての意識や責任の欠除、道路・橋梁の損壊による交通機関の不通等により、参集時間に遅れる等計画による参集要員が集まらず、初期的防災活動に支障を来すことは、多くの事例で明らかであります。

文京区地域防災計画の不備や参集訓練の不足から災害活動に遅れを生ずる中において、何故に文京区内の町会・自治会の役員(会長・副会長の多くは高齢者である。)が、混乱する発災直後の災害現場において、当人の自発的な行動は別として、町会長・自治会長として法規範として不十分な区長決定の避難所運営協議会設置要綱に基づいて、共助や協働と下に町会役員等に義務なき行為を負わすことには躊躇するのであります。

災害現場では予想外の事態により安全が妨げられ負傷することも考えられるので、権限のない町会長として義務なき行為を命ずることは出来ないのであります。

巨大地震の発生直後は、町会内の被災状や役員等の安否は不明であります。この段階においては避難指示の有無に関わらず、役員等は自己や家族の生命・身体の安全のための自助に懸命の時期であり、自己や家族の安全確認が出来た時点で、余裕があれば役員自身の意思により始めて町会活動に従事出来るのであります。これに対して区職員には特別権力関係で、法令等による公務員としての義務があり、要請に基づいて参集して所要の活動に従事する責務があります。

都の避難所管理運営の指針では、避難所開設は発災から概ね3時間後と見込んでいるので、近くに居住する職員は徒歩でも3時間以内に十分に参集出来るので、これらの職員で避難所開設の業務を行えば間に合うので、3時間以内に参集可能な職員で避難所開設班を編成すれば、敢えて区民防災組織(町会・自治会)に協力を求めなくても避難所の開設と運営は出来るのであります。

受付時の問題や活動については、事前の避難所開設・運営訓練を適時行うことで達成できるのであります。

これに備えた「文京区避難所運営管理マニュアル(確定版)」の作成が遅れていることを指摘したが、内容の不備については訓練後の検討で意見交換をして良質のマニュアルに改訂することは当然であります。

都福祉保健局作成の「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」を参考にすれば、良質な「文京区避難所運営管理マニュアル(確定版)」が出来るので、姑息な考えで、困難な災害発生時の避難所の管理運営を職員参集不備に藉口して、町会・自治会に転嫁する意識が弊害となっているのであります。

東日本大震災発生時の文京区の対応によると、地震発生は午後2時46分で災害対策本部の設置は1時間後の午後3時45分でありました。その15分後の午後4時に、文京区地域防災計画(平成19年度修正)による避難所開設の状況が無いのに関わらず、区内32か所の避難所の開設を決定しています。

当日は金曜日で職員の在庁時で大勢の職員が在庁でありましたが、前記マニュアル(暫定版)による、避難所開設班として各避難所宛に係長級1名を含む7人の職員の配置は無かったのであります。

何故、職員の執務中に発生した震度5強(文京区の地震計では震度5弱)の地震に際して、文京区地域防災計画(平成19年度修正)の避難計画に基づく、避難所の開設・運営等に定めた活動や対応が出来なかったのか。

これが平成22年12月に発行した「区民のみなさんと区職員のための避難所運営管理マニュアル(暫定版)」が発行された4か月後に発生した、3.11大地震発生時における文京区防災対策本部の現況であります。

この原因は、言わずもがなの災害対策本部および避難所開設班の意識の欠如と訓練不足によるもので、避難所運営協議会に丸投げの無責任さから生じた欠陥であり、区職員に対する防災訓練不足を指摘されたものであります。

区における防災対策の問題は、避難計画や避難所運営のみではありません。文京区の災害発生時の態勢即ち施策相互の連携相関は、平成19年度修正計画のままの、初動期、中期および後期の区分であります。これでは適切に対応できないと、東京都地域防災計画(平成24年度修正)では、東日本大震災や最近の大規模地震の教訓を受け入れ、近年の社会経済情勢の変化等を勘案して、

- ① 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動。
- ② 発災直後から24時間・72時間以内において特に重要な活動。
- ③ 発災後、4日目以降に重点的に行う活動。

の区分に改めて、東京湾北部地震や首都直下地震等に対応することになっています。

文京区地域防災計画(平成24年度修正)の区分は、平成19年度修正をそのまま引き移しままで、平成24年度計画修正の機会に、必要な改訂を行っていないので災害発生時には、区職員は文京区災害対策本部条例に基づいて行動することになり、その期間は文京区災害対策本部条例施行規則第4条に規定されている初動期、中期および後期に分けられた態勢で活動することになっているので、この計画修正の不備から東京都地域防災計画(平成24年度修正)の内容と大きく異なっているのです。

東京都および区内各区市町村の地域防災計画(平成24年度修正)は、東日本大震災や最近の大規模地震の教訓を受け入れ、近年の社会経済情勢の変化、区民等からの提言を反映して、都の計画に準じて計画内容を修正しているが、文京区地域防災計画(平成24年度修正)はこの検討を怠り、地域防災計画(平成19年度修正)のままであるが、これで必要な対策がとれるのかであります。

初動期とは発生日当日であり、中期とは発生日から7日目まで、後期とは8日目以後の期間の3期に分けているが、この期間割は(災害発生時の態勢即ち施策相互の連携相関での区分)は、文京区地域防災計画(平成24年度修正)によるものであるが、この期間割は地域防災計画(平成19年度修正)を検討することなく引継いだものであります。初動期・中期・後期の3期に区分しているが、

しかし、東京都は地域防災計画の修正に当たり、これら教訓を受け入れて、①発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動。②発災直後から24時間・72時間以内において特に重要な活動。③発災後、4日目以降に重点的に行う活動。に区分して対策を建てているのであります。

東京都の対策は、東京都地域防災計画(平成24年度修正)に際して、東日本大震災など最近の大規模地震から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化等を勘案して、平成24年度修正から施策相互の連携相関での区分を、

- ① 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動。  
(危機管理体制の構築(初動態勢、広域連携)、情報通信の確保(防災行政無線、無線LAN等)、道路ネットワークの確保(交通規制、道路啓開)、)
- ② 発災直後から24時間・72時間以内において特に重要な活動。  
(救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン)
- ③ 発災後、4日目以降に重点的に行う活動。(生活再建、帰宅支援)

と、都の地域防災計画 震災編24ページで変更されているのであります。

都の地域防災計画の修正によって都内の区市町村では、都の改正に準じて計画区分を修正しているが、文京区では依然として平成19年度修正のままでありますので、施策相互の連携関連計画自体が、大変遅れているのであります。

また発生日の考えには問題があります。仮に午後9時に地震が発生したと仮定すると、発生日は午後9時以降の3時間のみであります。発生後3時間後には中期に入り、避難所開設班は避難所運営部に機関が変更になります。

避難所開設班のうち福祉部は、災対福祉部として、教育推進部は災対教育部にシフト変更になります。避難所運営部には男女協働子育て支援部が残り、その他の部署から増援されるが、短時間内に災害組織が変更になることは、職員の参集途中で、担当が変更することでは、発生の直後に任務が変更になり活動に支障を来たすことが明らかで、改めるべきであります。

「避難所管理運営マニュアル」は、依然として平成22年12月の暫定版のままで、暫定版に記載されている内容には、「区では、平成23年度に地域防災計画を修正し、(中略) それに基づいて、本マニュアル(確定版)を作成する予定です。」としていたが、平成24年度の地域防災計画が修正された時に修正もなく、「避難所管理運営マニュアル(確定版)」は既に9か月以上経過しているが、未だにこのマニュアルが作成されていない怠慢ぶりであります。

避難所の管理運営責任は、基礎的地方自治体としての区市町村にあるので、法的な拘束力のない「避難所運営協議会」による不完全な避難所対策でなく、平成25年2月に東京都福祉保健局が作成している「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」および「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」等に基づいて、都内の区市町村と同様な避難所の管理運営態勢に至急に改めて、区民に広報し、災害発生時の避難および避難所入所を円滑にして、区民の生命、身体および財産の保護に努めて、基礎自治体としての第一義的責任と役割を果たすべきであります。

避難所管理運営マニュアルについては、現在文京区における有効な「避難所管理運営マニュアル」は、平成22年12月防災課作成の「区民のみなさんと区職員のための避難所運営管理マニュアル(暫定版)」であります。

このマニュアル(暫定版)は、平成22年12月22日に文京区総務部長 青山忠司名で、区内各町会・自治会長宛に送付されたものであるが、このマニュアルの表題は「区民のみなさんと区職員のため」となっているが、一度も区報等で区民に広報されたこともなく、職員にも徹底されていないのであります。

そのために、部内への徹底不備は東日本大震災発生時に避難所開設班が、この避難所運営管理マニュアル(暫定版)による活動を行わずに、空文化されて区民の不信をかつているのであります。

また「区民のみなさんと区職員のための避難所運営管理マニュアル(暫定版)」の表紙裏面には、枠囲いで

「区では、平成23年度に地域防災計画を修正し、避難所の設置・運営に当たって、避難所運営協議会及び区の責任と役割を明確にする予定です。それに基づいて、本マニュアル(確定版)を作成する予定です。」と記述されているのであるが、

今年3月末に文京区地域防災計画(平成24年度修正)が発行された時にも、予定していた「避難所管理運営マニュアル(確定版)」の発行はなく、9か月を経過した現在でも、未だに「マニュアル(確定版)」は発行されていません。

平成22年12月22日に文京区総務部長名で、区内の町会・自治会長に約束した「避難所管理運営マニュアル(確定版)」の作成についての、約束は一体どうなっているのか。また大震災発生時には、どのような避難所の管理運営を行うのかを危機管理室(防災課)に問い質したいのであります。

(これについて、11月29日午後大塚域活動センターで、松井危機管理室長、松永防災課長からと面談の要請があり、この席上で指摘したところ、12月19日の文町連常任幹事会の席上で、作成日不明の一部改正案：A4判6枚が配布されたが、成案でなくメモである。)

避難所の運営は、収容人員の不足と相まって極めて不安定であり、文京区は第一義的責任や役割を果たす意思があるのか、極めて疑問であります。

文京区の避難所対策については、区条例制定時から多くの問題を抱えているので、今まで多くの意見を述べてきました。

先の「区民のみなさんと区職員のための(暫定版)」も、避難所運営管理マニュアル(素案)のまま長年放置されていたので、平成22年7月に文町連として意見を述べたことで作成されて一歩前進したのであるが、依然として避難所の管理運営は停滞のままです。

また危機管理室が内容の不備を自認している「文京区職員行動マニュアル(平成18年3月)」等の改訂も未だに出来ていないので、これらを含めた文京区の防災対策の遅れは極めて異常であります。

東京都では避難所の管理運営について、都内の区市町村に対して「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」のマニュアルを示して、避難所の管理運営について仔細かつ明確にその役割を果たすことを示しています。

その平常時の対策のなか(11ページ)にも、避難所管理責任者を置いて、その仕事として「避難所ごとに防災マニュアルを作り、備蓄物資や貯蔵水や非常電源の場所、避難所内の部屋割り、外の連携組織との連絡方法や窓口など、直ぐに活動を始めるために必要な内容を明記しておくこと。」を指示しています。

都および都内区市町村の防災対策は逐年整備されているが、文京区では東京都地域防災計画(平成24年度修正)に示している、施策相互の連携に関するについても平成19年度のままで、修正されていないのであります。

防災対策担当部長が町会・自治会に約束した「避難所管理運営マニュアル(確定版)」の発行も、地域防災計画作成後半年以上経過しても未だに成文化されていない怠慢ぶりで、東京都が都内区市町村に対して求めている避難者対策と文京区独自の避難者対策は、大きく異なり誤っています。

東京都では地域防災計画(平成24年度修正)の作成期限前に、都福祉保健局から平成25年2月に「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」を改訂整備して都内区市町村に示していますが、文京区は指針の無視を続けています。

この指針では、東日本大震災の反省や都の被害想定の見直しを取り入れて、平成19年度改訂版を大幅に修正したもので、各区市町村に対して各区市町村の避難所運営管理マニュアルの改訂を求めています。

これによれば区市町村全体の避難所管理運営のマニュアルのみでなく、避難所ごとに「防災マニュアル」を作成して、直ぐに活動を始めるために必要な内容を明記することを示して求めているほか、都福祉保健局では「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」の他、多くのマニュアルを区市町村に向けて発行して指導しているが、文京区は未処理のままで区民への周知もなく、地方公共団体としての第一義的責任と役割を果たしていないのであります。

この状態が続くと大規模地震である東京湾北部地震等の発生時に、区民に多くの被災者や犠牲者が出た場合には行政訴訟が提起されるので、文京区はこの責任を負えるのかを問いたいのであります。

文京区の避難所は少なく、避難所に入所出来ない区民等が多数生じています。都の計画する避難者数と区の計画数の差は21,652人に上る多数であります。

加えて震災発生直後の態勢は平成19年度修正のままで、現実の状態に合わない実効性に欠けた態勢に原因があるが、東京都の計画では実効性を高めるために検討を加えて、震災発生直後の態勢即ち施策相互の連携関係を改めているので、文京区の計画も、単なる計画の書き写しでなく、現実に即した実効性のある態勢に速やかに改めるべきであります。

東京都民が関東大震災以降に多大の被害を受けたのは、戦災のみで多くの都民はM7.3を超える大規模地震の経験や被災経験がなく、東京湾北部地震や首都直下地震の発生時には自制心を失い避難所に駆け込むことは必至であります。区民も同様に平素の防災広報の不足からそれ以上に混乱するものと思

ます。

文京区では、避難者総数に対して避難所の収容人員が少なく、避難者の把握よりも現実の問題は、避難所ごとに予想外の事態が発生することは明らかで、その原因は文京区避難計画の二元性にあります。

巨大地震に際して区民や都民等は、生命の安全確保のために安全な施設に避難するが、避難計画の原則である基本的な避難方式である「原則として、近隣の人、区民防災組織、事業所等の人々と一緒に最寄りの区立小・中学校等へ避難する」と、「避難所に当てる学校施設等一覧表の記載する、避難所別の収容町会等」によるもので、区の便利帳に記載している内容との競合や区民の理解度の関係から、収容人数以上に避難者が集中した段階で、入所を求めるために各避難所の受付時に起こる問題で区民は混乱する被災現場で転倒する家具や落下物で負傷するほか、火災や家屋の倒壊等で我れ先に避難所に駆け込んで来ます。

とくに区としては、避難計画の原則である基本的な避難方式を原則とするのか、避難所に当てる学校施設等一覧表の記載する、避難所別の収容町会等を採用のかを、明確に区民に広報して徹底すべきであります。

避難所の管理運営については、都の「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」に従った運営態勢に改めて、区の避難所管理運営に協力する町会等の協力者については、避難者の町会役員等の中から求めれば済むことである。

現状では避難所の収容人員の不足、避難所運営協議会による責任回避の避難所運営管理、マニュアル作成の遅れ等の避難者対策では、到底適正に対応出来ず、この業務は基礎的自治体としての第一義的責任と役割を有する文京区の義務であり役割であるので、小細工をせずに基礎的自治体としての仕事である。

都内の区市町村の多くでは、各地域防災計画で職員が参集して、災害対策による業務を行うが、文京区地域防災計画は極めて脆弱であり職員参集による必要要員の確保や災害時の危機管理業務への体制移行等の計画の不備に原因があり、効果的に行われず区役所内でウロウロすることを憂慮しています。

この原因は、区の地域防災計画の不備による職員参集の遅れによる要員不足、危機管理体制移行の配置転換の遅れ、情報収集および通信途絶による連絡の不備、避難所および福祉避難所への被災者の殺到、これに対しての避難所開設要員の不足による避難所開設業務の遅れ等による現場の混乱等、平素の準備や職員の訓練不足による対応の遅れが、相乗して混乱することになります。

区の避難所管理運営では、避難所開設の具体的な任務の付与が行われていないので、災害の初日は福祉部、男女協働子育て支援部および教育推進部が担当

し、2日目以降は、子育て支援課、児童青少年課、保育課、男女協働・子ども家庭支援センター担当課、介護保健課、国保年金課、指導課、住宅課、学務課、真砂中央図書館および監査事務局が、男女協働子育て支援部長の指揮の下で担当することとなっているが、この計画は震災発生後の業務の優先度、平常時の業務との関係を見越したもので、一部の部署では次々に発生する業務の処理に混乱して駆け回る班と、デスクに座って手を拱いている班に分かれると思われる。

文京区の避難所開設班および避難所運営部は、実働部隊として避難所開設に当たるのか、それとも事務担当か定かでないが、避難所の運営に当たる実働部隊としての部署は不明確で計画自体が秘匿されているので、区民防災組織主体の避難所運営協議会に避難所運営を期待しているのであります。

因みに港区地域防災計画を参考に見ると、港区では、災害対策本部の編成及び事務分掌として、地区本部である芝、麻布、赤坂、高輪および芝浦港南の5地区の災対協働推進課と、災対台場地区対策室の計6部署に、

- ① 管内の区民避難所(地域防災拠点)の開設及び管理運営、
- ② 管内の区民避難所(地域防災拠点)等の医療救護所の設営及び医療品・医療資機材の搬送、

③ 管内避難所での救援物資の配給。の統括業務を行い、それ以外の区民課、地域振興課、産業振興課、税務課、保健福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課、生活福祉調整課、国保年金課、こども家庭課、都市計画課、開発指導課、建築課、土木課、土木施設管理課、環境課、みなとリサイクル清掃事務所、財政課、施設課、総務課、区政情報課、人事課、契約管財課、会計室、教育委員会事務局庶務課、学務課、生涯学習推進課、図書・文化財課、指導室、区議会事務局の30の課と区立幼稚園および小・中学校の65校の総てに、

固有の防災関係事務分掌のほかに「避難所運営ほか本部長の特命による事項」を付与し、これらの全職員による災害発生直後における避難所の運営業務を課して、避難計画の実施に当たる区としての体制を整えているのであります。

避難および避難所運営を含む災害救助については、災害救助の基礎的機関である都道府県の業務を、実効性を高めるために都内の区市町村に対して、避難所管理運営の具体的な対策を求め、前記「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」による具体的な対応が講じられている。

都内の区市町村では、これらの指針に基づいて避難所運営を含む災害救助の具体的な計画が立てられているが、文京区はこれに依らず唯々避難所運営



協議会の活動のみに力を入れて、災害発生時の態勢即ち施策相互の連携相関は旧計画のままで基礎自治体として必要な態勢は驚く程不備であります。

文京区の避難所運営協議会主体の避難所の運営管理は、災害救助法や東京都震災対策条例等に反するものであります。防災関係法令等に反して区長決定の要綱を根拠にした区民防災組織(町会・自治会)に任せた避難所運営態勢は違法であります。住民は区が行う避難所運営には協力すべきであるが、現行の避難所運営協議会主体の避難所の運営管理は、法令等に反して避難所運営そのものを区民防災組織(町会・自治会)等の区民に任せた体制では、多くの問題を抱えていることは以上縷々説明しているとおりであり、都福祉保健局作成の「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」による避難所の管理運営に改めるべきであります。

避難計画が現実に即していない粗雑さで、「震災時における避難方式は、住民の避難行動実態にあった実効性のある方式にする必要がある。」としているが、住民の避難行動実態とは最寄りの避難所に避難することであるが、避難所運営協議会による避難所運営を進めるためには、計画資料編222・223ページ記載の「32か所の避難所に収容町会等」を指定して定着化を図っているが、避難所開設班は被災により避難所に流れ込む避難者に対して、避難方式による避難者や避難計画による地域防災計画116ページ記載の3 収容対象者(避難所には、災害のため現に被害を受け又は受ける恐れのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容する。また、乳幼児・高齢者・障害者等を優先して収容する。以下省略。)の、区別が現場で出来るのか。

一度も避難所運営訓練を行ったことのない区の福祉部、男女協働子育て支援部および教育推進部の職員が、対象者以外を拒否出来るのか。無理であります。

現実に即さない避難計画は、区民に混乱をさせるだけで害のみで益のないもので、収容定数を超えた場合には、前記計画の避難所収容対象者は受け入れられなくなるので、避難計画が現実に即していない粗雑さと言う原因であります。

全体の奉仕者である地方公務員の責任において、法令に定める避難所管理運営の業務に当たるべきで、義務のない高齢者の多い町会・自治会役員が責任のない避難所を開設して運営することは本末転倒であります。

基礎自治体としての第一義的責任と役割を有する文京区は、直ちに都内の各区市町村同様にては避難所の増設を図り、都福祉保健局作成平成25年2月の「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」の指針(区市町村向け)「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」等による避難所管理運営方式に改めるべきであります。

### 第3 災害時における飲料水の確保について、

発災直後における避難および避難所運営には多くの問題を抱えているが、発災直後から24時間・72時間以内において特に重要な活動の中に、住民対策としての食料・飲料水・生活必需物資等の課題があります。

都民は災害に備えて、3日分の食料・飲料水等の備蓄を義務付けられていますが、発災直後から24時間・72時間以内においてもライフラインは損壊して停電、断水等になるので、調理することが不可能になり、飲料水の確保も難しくなります。

避難所に入所できた避難者に対しては最悪の場合に、避難所の備蓄食料の支給ができますが、備蓄量も少なく不十分であります。

また避難所に入所出来るものは、避難者の61,865人に対しても避難所収容人員は36,316人に過ぎず、避難者対比でも58.7%であるので、被災地域以外からの救援に頼ることになります。また発災後4日目以降に重点的に行う活動である生活再建および帰宅支援の期間に入るのでありますが、この救援物資の配給方法に問題が生じますが、地域防災計画では何も規定していません。「区民のみなさんと区職員のための避難所運営管理マニュアル(暫定版)」においても食料配給および物資配給においても避難所入所者に対する、備蓄物資の調査と発災後1日目については準備されているが、2日目以降については都の備蓄品の食料の配給とされているのみであります。

しかしこの配給は避難所に入所したものが対象であります。自宅等に残った者は、この配給の対象でないので、避難所入所者と自宅避難者の間に、飲料水、食料配給および物資配給において問題が生ずるのであります。

避難所の不足と管理運営態勢不備の問題は、区民の大多数を占める自宅避難者に対する飲料水や食料の配給制度について、発災後、4日目以降に重点的に行う活動である生活再建に影響を生じるものであります。

東京湾北部地震等のM7.3以上の巨大地震が発生すると、震度6強の地域が広範囲に発生してライフラインは破壊されます。

その復旧見込みとしているのは、60日以内に95%の回復が目標で、耐震化や復旧体制の整備が整って、電力7日、通信14日、ガス60日、上下水道30日と見込んでいます。

このライフラインの損壊で停電が7日以上、ガスの供給停止60日以上、断水30日以上になると、家庭での備蓄は無くなり生活に困るので、区民はこの時には救援を求めるので、救援・支援物資の配布方法等の計画にない新たな問題が生ずることになりますが、文京区では具体的な計画はありません。

区の後期の防災事務分掌については、この時点で必要がない業務が含まれ

ているが、とくに避難所の開設期間の延長、避難所以外の避難者世帯への救援・支援対策についての計画は、何れも不十分であります。

都では、都民に自ら震災に備える手段として、飲料水や食料の確保を求め、事業者に対しても従業員の3日分の飲料水及び食料等の備蓄を求めています。この差を埋めるものは備蓄物資と支援活動であります。

備蓄物資について資料によると、圧倒的に問題のあるのは飲料水の確保であります。備蓄量は1.5ℓの飲料水に換算して区役所に600本、地域活動センターに各40本の合計320本、32か所の避難所に各96本の合計3,072本、福祉避難所7か所に1,162本のみで、

総計としても僅かに5,154本(7,731ℓ)であります。1人1日の必要量3ℓに換算すると避難者数に満たない2,577名分の1日分の僅かな備蓄であります。

このうちの32か所の避難所の備蓄量は、1避難所当たり96本であるので僅かに144ℓでは、福祉避難所7か所以外は飲料水の取り合いになり、避難所の混乱の原因となります。

この補給については給水車不足で予測出来ず、であるが、都の資料編による区内の確保水量は、本郷給水所の20,000 $\text{m}^3$ 、教育の森公園内区設貯水槽の容量は1,500 $\text{m}^3$ となっているが、区地域防災計画の資料編の102ページの区設貯水槽一覧表の容量はでは350 $\text{m}^3$ になっている。

いずれにしても区有井戸、協定井戸を加えても飲料水の確保は絶対量の不足で、区内避難所のみならず自宅を含む避難所以外の避難者への飲料水の確保は大きな課題であるが、区はこの対応について「保管場所の不足」を理由に大きく遅れているので、これも深刻な問題の一つであります。

保管飲料水のうち920本については職員用に使用されると見込まれるので、被災者用はさらに少なくなります。飲料水は避難所分の4割強で、区民の被災者のうち避難所に入所出来ない6割の住民に対する飲料水の確保が遅れています。これは深刻な問題で本郷給水所、教育の森公園内区設貯水槽および区有井戸、民間協定井戸等からの給水が、自宅避難者に対する給水については未計画であります。

20万区民のうち、避難所入所者は36,316人で僅か18%であります。発災後、4日目以降に重点的活動のうち飲料水の給水対策は生存に直接関係する重要なものであるが、この一公助に属する飲料水の給水対策については、広報もなく多くの区民が知らない問題で、広報活動を含めて対策が大きく遅れているのであります。

なお本郷給水所、教育の森公園内区設貯水槽、区有井戸、民間協定井戸等からの給水方法のうち、ポリ製の20ℓ給水袋(タンク)が各避難所に備蓄されているが、この給水袋(タンク)には持ち手がなく滑り易いので、20kgの給水袋(タンク)は重く使い勝手が悪く、有れば良いというものでなく配慮が欠けています。災害時の使用要領を考慮して大きくても10ℓ(10kg)のものを配備すべきであります。

#### 第4 災害時要援護者の支援および防災啓発資料の充実等について

##### (1) 要援護者の支援

要援護者の支援については大事な課題であるが、行政の課題ではあるが、町会・自治会としては共助の問題であります。町会・自治会としては当該要援護者が、町会等の会員であるか否かで対応が異なります。行政としては総てが区民であり保護の対象であるが、町会・自治会としては会員に対しては責任を有するが、会員でない場合には義務がなく人道上の問題であり、役員および近隣の会員とは自助と緊急避難の関係で、一概に支援を約束できる状態ではありません。

人命保護の立場からは救助支援は必要であるが、行政が果たせない困難な問題を、安易に任意の親睦団体である町会・自治会に支援を求めることは疑問で、広報活動で町会等への加入促進を進めることが前提であります。

##### (2) 防災啓発資料の充実等について

防災啓発資料の充実等には、前提として適正妥当な地域防災計画が前提であります。このことから文京区の防災啓発資料の充実を評価すると残念ながらゼロであります。

修正された地域防災計画(平成24年度修正)は、2か年の歳月を掛けて検討して作成したが、内容については縷々述べたとおり稚拙で役に立たないものであります。

震災対策について基礎的地方公共団体としての第一義的責任と役割を果たす自覚が乏しく、区本来の業務についての具体性がなく、直接主管外の都関係機関、陸上自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災事務分掌等を羅列し、加えて区民防災組織(町会・自治会)及び避難所運営協議会を公共的団体として指定するなど、二次的機関の防災業務を羅列しているが、文京区として災害対策基本法による基礎的地方公共団体としての第一義的責任と役割を課されている、果たすべき重要な役割が漏れているのであります。

このことから文京区としては、防災啓発資料としての広報については、総合防災訓練に関する区報のみで、避難および避難所運営については区民の関心も高く、20万区民の安心・安全に繋がる必要な広報内容であるが殆ど無く、反対に避難所運営協議会による避難所の管理運営については、区が行う役割の避難所の管理運営は災害対策基本法、災害救助法および東京都震災対策条例等に反する、協働・協力に藉口した区民防災組織(町会・自治会)に丸投げしたもので、避難所の収容人員の絶対不足、避難方式の二元性による避難先の混乱が具現化するので、これを積極的に広報すれば区内居住の知識層をはじめ町会・自治会や各団体から批判を受けることは必至で、これを危惧して広報には努めて消極的で、災害に備える対策や発生時の対応等の必要な防災啓発資料の発行は、殆ど無いに等しいのであります。

したがって区民の多くは、「災害時には最寄りの避難所に避難すれば文京区が世話してくれる。」と勘違いしているのであります。また避難所の収容人員の絶対不足が知れ渡ると、各避難所に押しかけて混乱し、備蓄物資の奪い合いが心配であります。

防災啓発資料の作成配布については、考えられない閉鎖的であります。避難者運営協議会を設置して町会等へ避難所開設や運営を転嫁していたのに係わらず、その主体であった区内155の町会・自治会に対しても、「文京区地域防災計画(平成19年度修正)」は、文京区町会連合会の常任理事の町会・自治会にのみ配布して、その他の多くには「文京区地域防災計画(平成19年度修正)」の配布もせずに、発行部署や発行期日のない「避難所運営管理マニュアル(素案)」のみを配布していたのであります。

区民に対しても「便利帳」の配布で、これに記載した町会・自治会別の避難所の指定等で、避難時の途中の一時(いつとき)集合場所についても町会・自治会任せで、脆弱な防災広報でありました。

この防災啓発資料の充実等については、都内各区市町村が積極的に防災啓発資料を発行して、防災意識の高揚を図っているのとは全く正反対の対応であります。このために区民防災組織(町会・自治会)の役員でも、区の防災対策とくに避難所の管理運営についての理解が乏しく、区民全体の防災意識は不十分であると感じています。

この状況下において、町会の防災計画の策定を始めた段階で、次々と基礎的地方公共団体としての違法かつ不合理な、文京区防災対策に気付いて、町会役員や大塚地区町連で発議し徐々に理解を高めて、平成22年7月成澤区

長宛に提案したのであります。

これについては「区長から提案された改訂事項については、平成23年度の修正まで待つて欲しい。と言われ取り敢えず避難所運営管理マニュアル(素案)」を改訂することで、発災時に備えたいと。」回答を頂いて、これによって成案化したのが、平成22年12月に制定されて、区内の町会と自治会に総務部長名で通知されたのが「区民のみなさんと区職員のための避難所運営管理マニュアル(暫定版)」であります。

この避難所運営管理マニュアル(暫定版)については、東日本大震災発生時の対応で機能しなかったことは、先に述べたとおりであります。

また「文京区地域防災計画(平成24年度修正)」については、素案の段階では多くの問題点があり、改定すべき内容が多々あったが、文町連ほかの区民からの意見は検討されずに成案化されたのであります。

平成24年11月に発行された「東京都地域防災計画 震災編」の本冊や資料編に記載されている東京湾北部地震等によるM7.3以上の巨大地震発生を踏まえて修正された東京都地域防災計画(平成24年度修正)の内容と余りにも異なる「文京区地域防災計画(平成24年度修正)」素案について、とくに20万区民の安全・安心に関わる重要な課題である避難所運営について、是正を求めるために1月29日開催の「区政意見交換会」において、計画成案の作成時前に、危機管理室と文町連との意見交換会の開催を進言して成澤区長の採決で意見が採択されていたが、その機会が作られずに素案のまま「文京区地域防災計画(平成24年度修正)」が発行されたのであります。

地域防災計画内容については、より現実に即した実効性の高い災害対策と唱えているが、実態は個々に説明したとおり現実を無視した実効性の無い災害対策であります。

今なお防災対策の主管である防災課長自身が、その不完全さを認めている「文京区職員防災行動マニュアル(平成18年3月)」は未だに改訂されず、また東日本大震災発生4か月前の、平成22年12月危機管理室防災課発行の「区民のみなさんと区職員のための避難所運営管理マニュアル(暫定版)」には、「文京区地域防災計画(平成24年度修正)」に「避難所運営管理マニュアル(確定版)」の作成を予定していたが、何れも災害対策の中心的なマニュアルが未だに作成されない怠慢であり、これで基礎的地方公共団体としての第一義的責任が果たせるのか極めて疑問であります。

来春1月28日に「文町連と区政意見交換会」が開催されるので、この文町連と区政意見交換会に未実施の防災対策について、「文京区地域防災計画(平成24年度修正)を踏まえた問題を提案したい。」と話したところ、危機管理室から急遽面談の要請があり、11月29日大塚地域活動センターにお

いて、諸留大塚地区町連会長とともに危機管理室長・防災課長と逢って意見を交換したが、防災対策の遅れは著しく基礎的地方公共団体としての第一義的責任と役割を負う主管部課の担当者としての認識に、改めて疑問を感じたのであります。

地域防災計画の策定義務は、基礎的地方公共団体がこの責任と役割を果たすための計画であるが、「文京区職員防災行動マニュアル(平成18年3月)」については、防災対策の主管である防災課長自身が、その不完全さを認めているが、文京区地域防災計画(平成24年度修正)作成後、既に10か月以上経過しているのに未だ改訂されておらず、区職員の動員計画も公表されることなく、さらに発災時の初期対策の中心である防災通信運用計画も極めて粗雑で実効性に乏しく、加えて通信訓練の不備による震災発生時の対応にも、多くの課題を残したままで越年しようとしています。

避難者数の根拠が都の資料での61,865人でなく、区が勝手に考えている35%の避難者が帰宅するとした40,213人を避難所生活者と呼称を替えているが、東京湾北部地震・多摩直下地震はM7.3・元禄型関東地震はM8.2と予測されているので、過去の地震発生時の避難所からの帰宅者数はそのまま参考にはならないのであります。

区内の昼間人口は34万5千人、夜間人口は20万6千人であります。被災状況によりこれらの人の一部が一時避難することもあり、区民に対しての避難方式の広報や避難所の増設は喫緊の課題であります。

なかでも発災直後の避難計画について、文京区の避難方式が地域防災計画113ページ記載の避難方式と計画資料編222・223ページの避難所に当てる学校施設等一覧表による収容町会等の指定とに分かれている。

また計画113ページ記載の避難方式の基本的な避難パターンの図にある(一時集合場所)については、平成19年修正には記載されていた「一時(いつとき)集合場所」が削除されているが、計画113ページ記載の基本的な避難パターンの図にはそのまま残っているが、一時(いつとき)集合場所については町会・自治会任せで、資料編にも一時(いつとき)集合場所の記載は無いのであります。

参考に港区地域防災計画の震災編を見ると、震災の発生状況と避難の関係について、発生から応急対応の終息までの流れを分かり易く説明しているが理解しやすく、「地域集合場所への避難」として町会・自治会別に、5地区に分けて214か所の公園・広場・児童遊園地・遊び場、敷地内の広場等を指定して、避難所の開設までの一時集合場所とし

て計画しているが、

どうして同じ都内の区役所でありながら、これだけ内容に差があるのかを痛感して、文京区防災担当部署の担当者に猛省を促したいのであります。

- また港区の防災関係の広報誌紙の10月末の発行は、
- 「港区防災対策基本条例」 A4判カラー印刷12ページ
  - もしものときの防災マニュアル「大地震に備えて」  
A4判カラー印刷30ページ、防災カード付き
  - 港区事業所向け防災マニュアル「今すぐ始める事業所の地震対策」  
A4判カラー印刷54ページ
  - 港区では家具転倒防止器具を無償で支給しています。  
A4判カラー印刷6ページ 器具助成兼取付申請書付き
  - 港区 津波ハザードマップ 平成25年10月  
A判全紙 両面カラー印刷

以上の資料の一部は区内の各世帯に配布されていて、港区の防災対策を啓発していました。また区役所内の広報誌スタンドや防災課カウンター前に置かれていました。

防災啓発資料の充実とは、港区の様なものを指すのでありますが、文京区の防災啓発資料の発行はゼロであります。

次は「避難所運営管理マニュアルについて」の広報であります。現在の避難所運営管理マニュアル(暫定版)は、平成22年12月に危機管理室防災課発行のもので「区民のみなさんと区職員のための避難所運営管理マニュアル(暫定版)」であります。東日本大震災発生 of 4か月前のものであるが記載内容の、区職員の避難所への配置は実現がなく終わりました。

これでは区民に広報することは困難であります。区民に広く知らせていない「避難所運営管理マニュアル」では実効性がありません。

今年4月に「地域のための文京区防災ハンドブック」という小冊子の広報資料が一部にのみ配布されましたが、この内容には多くの問題があります。

この配布先は、地域防災をリードする区民防災組織、避難所運営協議会、民生委員・児童委員等で、区民全体には配布されていないのであります。

配布しない理由は、先に述べた理由であると思いますので、防災啓発資料としては配布数が少なく、全く意味が無く、効果は期待できません。

東京都地域防災計画(平成24年修正)震災編の避難者対策、〈予防対策〉



の446～448ページの3 避難所の管理運営体制の整備等 (1)対策内容と役割分担および(2)詳細な取組内容の項に、次の重要な記述があります。

都福祉保健局

- 「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」、「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」を改訂し、区市町村における「避難所管理運営のマニュアル」の作成・改訂を働きかけるなど、区市町村における取組を支援する。

(以下略)

区市町村

- 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、事前に「避難所運営管理マニュアル」を作成する。(以下略)

として、

平成25年2月東京都福祉保健局作成の「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」に従った「避難所運営管理マニュアル」の作成を求めているが、文京区危機管理室防災課発行の「区民のみなさんと区職員のための避難所運営管理マニュアル(暫定版)」は何度も言うが、都の指針と異なるものがあります。

都の避難所管理運営の主体は、あくまで区および区職員であります。これが基礎的地方公共団体としての第一義的責任であり役割であります。

これに対して文京区の避難所管理運営は、区長決定による「避難所運営協議会設置要綱」で運営の主体は区民防災組織(町会・自治会)であります。町会・自治会による避難所管理運営は、区長決定による要綱では町会・自治会の区民を拘束出来ない法規範で適法でなく、実効性の乏しいものであることは既に述べたとおりであります。

「事前に「避難所運営管理マニュアル」を作成する。」趣旨に反し、また諸対策が遅れていることは主管部課の怠慢であります。防災啓発資料の充実を目的とした「避難所の管理運営マニュアル」は記載内容を工夫して、行政に応援する区民にも参考に出来る内容にすべきであります。

## 第5 まとめ

避難所運営は、災害救助法に基づき都道府県が行うもので、その対応については、都から区市町村に対して具体的な管理運営要領を示しています。

地域防災計画の修正に際して、新たに本年2月東京都福祉保健局から「避

難所管理運営の指針(区市町村向け)」を示しているが、これによれば平常時の対策、発災時(後)の対策および資料編による対応を詳しく示しているのであるが、

文京区は以前からこの指針に依らず、避難所運営については平成19年4月2日区長決定の「文京区避難所運営協議会設置要綱」による対策を開設および運営の基本としている。これは他の都内区市町村の運営計画と異なり、責任の所在が不明確で実効性に乏しい内容であるので、他の区市町村等から転入した区民には理解できず、このままでは震災発災時には避難者が混乱して安全・安心の成果が期待出来ないものであります。

この「文京区基本構想実施計画」作成に際して、良質の行政サービスの提供が掲げられているが、区市町村は基礎的な地方公共団体で、文京区も当然その一つであります。「基礎的な」とは地域住民の福祉を増進することであり、災害時の住民の生命の安全は重要なその一つであります。

区市町村における基本構想の策定は、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために作成が義務付けられ、事務処理はこの基本構想に即して行うものであります。このたび実施計画が策定されますが、以上述べた事項の多くはこの趣旨にも反するものであります。

区全体の調整が無ければ、東京湾北部地震等の発生時に区民は大きな危険に晒されているが、基礎的な地方公共団体としての文京区の避難および避難所運営は、都の避難所管理運営の指針に反するもので、この責任の所在を明らかにして対処されることを要望して、住民の安全を求めるものであります。

防災計画のうち、発災直後から72時間の対策は直接区民の生命、身体および財産の保護に関わる重要な活動期間であります。被災者である区民・住民は区民としての責務を果たしています。

区職員をはじめ公務員には、憲法や法令等で定められた責任と役割があります。文京区の防災対策には、防災対策条例はじめ文京区地域防災計画(平成24年度修正)等に行政解釈の誤りによる幾つかの問題があり、中でも「文京区避難所運営協議会設置要綱」は、区長が副区長以下の区の職員に対する業務執行を命ずる区長決定で、区民である地域住民委員(区民防災組織の役員、民生委員、PTA役員および防災リーダー)に対しての義務なき行為を課しています。これが誤りの始めです。必要が法的に認められるならば条例制定が必要であります。

地域住民等による避難所の自主運営・管理体制の確立については、基礎自治体としての第一義的責任と役割を負う区市町村の業務であります。

災害は僅かな官庁執務時間外に発生する確率は高く、災害発生時の要員の確

保は難しいものであります。とくに交通機関の発達した都市部においては災害等による交通機関の途絶については、遠距離通勤している職員の招集は困難であります。「文京区避難所運営協議会設置要綱」による避難所の管理運営についての例外的措置として制定されたものと考えますが、法規範としては適正妥当なものでなければならぬのであります。

これは文京区のみでなく、都庁はじめ都内の基礎的自治体の問題であります。職員参集計画の不備による要員不足を、協働・協治の自治の理念で区民に転嫁すべきものでなく、災害対策基本法および災害救助法に基づく避難所の管理運営態勢を構築すべきであります。

私は避難所運営対策については、周辺の各区や良質の対策を立てている港区等の自治体の資料を取り寄せて検討してきました。さらに警察庁および警視庁の幹部として、危機管理対策、部隊運用、通信網の設置や通信運用等の業務にあたり、それなりの経験がありますが、これらの経験から危機管理室の業務には、相当部分に問題があります。

東日本大震災以降各自治体における防災対策は飛躍的に進歩している中で、文京区は停滞したままで、人件費を含めて予算の無駄遣いでありま。

一日も早く見直して本年2月東京都福祉保健局の「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」はじめ多くのマニュアルに基づいて、避難所の管理運営体制については、前記指針の11ページに避難所管理責任者の選任および役割が示されていて区の職員を管理責任者として選任し、管理責任者の到着が遅れる場合等には、適法な根拠により町会・自治会に支援を求めることになるが、この場合避難所ごとに防災マニュアルを作って備蓄物品の場所、貯蔵水や非常電源の場所、避難所内の部屋割り、外の連携組織との連絡方法や窓口など、直ぐに活動を始めるために必要な内容を明記しておくことが定められているが、他の区市町村同様に責任ある体制を確立すべきであります。

東京都では、24年度修正で応急対応力の強化の具体的な取組として、先ず初動対応体制の整備を261ページに掲げているが、その一つに区市町村の防災訓練があります。これによれば

- 区市町村は、地域における第一次的防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練の実施に努める。
- 訓練項目は、本部運営訓練、非常参集訓練、現地実働訓練、図上訓練を実施する。
- 参加関係機関は、区市町村、地域住民、事業者、都、防災機関等とする。と、区が第一次防災機関としての訓練の実施に努めることを掲げているが、

文京区の防災訓練は、区民防災組織中心の避難所運営訓練のみに終始しているのであります。

東日本大震災当日の対応においても、区職員に対する訓練不足から必要な対応策に遅れを生じて、その後に「災害(震災)時における当面の対応方針(素案)」を発行し震度5弱対策を打ち出しているが、その中にも拘束力の及ばない避難所運営協議会に対して区職員同様の行動を求めているが、これは違法で地方自治法第2条および地方公務員法第32条に反しているのであります。

都では防災計画震災編の280～284ページに都職員の初動態勢として非常配備態勢と特別非常配備態勢の2態勢を定め、特別非常配備態勢の配備区分として第一配備、第二配備、特例配備の3区分として、第一配備は居住地から勤務地まで10km以内として21,318名、第二配備では10～20km以内として15,252名、特例配備では20km超の指定をして12,979名の参集を命じ、この他応急対策業務に従事する現地機動班要員については無条件で参集義務を命じて、知事部局の各局別に管理職および総数別に参集人員を指定して要員の確保を行っています。

しかし文京区の職員参集計画は不備であります。区の応急対策は災害対策本部の設置と臨時災害対策本部設置の2つの区分で、災害対策本部の設置は職員の勤務時間内の発生や発生の恐れのある場合(東日本大震災の例)であり、臨時災害対策本部の設置は、夜間、休日その他の勤務時間外の発生(東京湾北部地震・多摩直下地震(M7.3)・元禄型関東地震(M8.2)等の想定地震など)の、災害対策本部設置するまでの間の初動時の活動対策であります。参集人員については何処にも記載がなく、活動態勢の基本である要員数が不明であります。

区は、震災対策については基礎的地方自治体として第一義的責任と役割を果たすべきであるが、地域防災計画には区職員の参集人員数の記載はなく、計画の基礎や活動業務の具体的な内容は全く不明であります。

参考に港区の地域防災計画では、応急対策として仔細な計画を立てて対処しています。

本部設置基準	非常配備態勢の指令	職員の動員	
東海地震の判定会招集	第1非常配備態勢	職員定数の20%	各部毎に
東海地震の警戒宣言発令	第2非常配備態勢	同の40%	同上
震度5強の地震発生	第3非常配備態勢	同の70%	同上
震度6弱の地震発生	第4非常配備態勢	全員	

職員の動員については、担当部長の任命であります。

部長は、あらかじめ部に各非常配備態勢において配備すべき職員を、本部の職員として任命しておくことが命じられています。さらに任命した職員について非常配備態勢別動員表を作成して、本部長に報告するとともに所属職員に周知徹底しておかなければならず、加えて部長は職員の参集方法を定めて職員に周知徹底を図る等、職員の動員態勢の責任が明確に定められているのであります。

基礎的地方公共団体である区市町村が、災害対策活動について防災関係機関としての都関係機関(都各局・警視庁・東京消防庁)、自衛隊、指定地方行政機関および指定公共機関との連携・協力が必要であるが、震災時に民間協力団体の積極的な協力が必要な場合があるが、

文京区では住民の任意団体である町会および自治会を「区民防災組織」として、またこの区民防災組織を主体とした「避難所運営協議会」の組織を、公共的団体として防災関係機関に指定しているが、どうして任意の親睦団体である町会・自治会が「公共的団体」であるのか。と意見を述べてきた。

公共的団体の定義は、地方自治法第157条の公共的団体と同義で、農協・森林組合・漁協その他の協同組合、商工会・商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム・保育園・社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年会・婦人会・文化協会・体育協会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものであるが、

地方自治法第157条では、普通地方公共団体の長が、公共的団体の活動の総合調整を図るために指揮監督できるので、書類及び帳簿の提出や実地監査ができるが、

町会および自治会に対して、区長がこれらの指揮監督が出来る組織でないことは明らかであります。よって町会および自治会は公共的団体には該当しないのであります。

港区防災会議では、正しい行政法の解釈により「公共的団体」という防災関係機関の指定はなく医師会や薬剤師会は、公共的機関として指定し応援協定を結んでいます。

基礎的地方公共団体である区市町村は、常に法令等の解釈を正しく行い計画等を作成する義務があるが、文京区では住民に対して法規範として及ばない義務を誤って課しているが、これは行政行為としては誤りである。

防災関係機関の指定にあたり、受益者である区民の任意な組織を公共的団体と指定することは誤りで、「避難所の運営管理に関すること。」は基礎的地方公共団体である区市町村の役割であります。住民の義務は、災害対策基本法第7条第2項によることであります。

基本構想実施計画や条例案作成等において、地方公共団体の法的な位置付けを確認し、法令および規則等の解釈を適正に行って良質の行政サービスを提供することに、地方公務員としての義務を果たすことを希望するものであります。

以上

**基本構想実施計画(素案)に対する意見 No.45 の回答**

- ・ 防災訓練のあり方、特に職員に対する訓練について  
現在、年 1 回の総合防災訓練に加え、各避難所で実施する避難所運営訓練や危機管理対応訓練等、区職員だけでなく地域住民や防災関係機関等と連携して防災訓練を実施しています。これらの訓練においては、図上訓練や職員の参集訓練、無線・衛星電話等を使用した通信等発災時の初動態勢に必要な訓練を実施しており、今後もより実効性の高い訓練を目指してまいります。
- ・ 避難所運営協議会のあり方について  
各避難所において避難所運営協議会を開催し、発災時には区職員だけでなく地域の方々と連携しながら避難所運営を行っていかねばいけないことを想定し、平常時より地域住民との連携強化に努めております。また、昨年度より、避難所運営訓練への避難所開設班員も参加し、職員のみならず区全体の防災対応力の向上に努めております。
- ・ 職員防災行動マニュアル、避難所運営管理マニュアル策定に係る考え方について  
職員防災行動マニュアルについては、これまでの災害対応結果や訓練等から得られた教訓や文京区地域防災計画（平成 24 年度修正）の修正内容等を踏まえ、修正作業を行っております。また、避難所運営管理マニュアルにつきましても、職員防災行動マニュアルなど関連する各種計画との整合を取りながら、現在策定を進めております。
- ・ 避難所収容人数の拡大を含め、避難所のあり方について  
避難所の収容人数については、区内に設置する 32カ所の避難所で、東京湾北部地震の際に想定されている避難所生活者を収容することが可能であると考えておりますが、区内に存する民間施設との連携等により、今後も避難スペースの充実に努めてまいります。
- ・ 飲料水その他備蓄について  
現在、乳児用ミルク用・高齢者向けのおかゆ用と帰宅困難者用を備蓄しております。それ以外の用途の飲料水・生活用水については、区内 2カ所の給水所で循環・備蓄されている水を使用する計画となっております。26年度より避難所にある受水槽に水道栓を設置する工事を 3 箇年計画で実施し、災害時の給水体制の強化に努めてまいります。  
食料の備蓄については、1 日分は避難所の想定人数分を備蓄しております。しかし、発災時に自宅が安全な場合には自宅に留まって生活ができるよう、食料・飲料水の 3 日分以上の備蓄や生活物資の備え等、家庭での災害対策の周知や「自助」意識の向上に努めてまいります。





## 基本構想実施計画（平成26年度～平成28年度）（素案）区民説明会での意見及び回答一覧

意見番号	日付	会場	分野		意見	回答	所管
1	12月15日	シビックセンター	福祉・健康	高齢者福祉	「民間事業者による高齢者施設の整備」について、現在の実施計画を引き継いでいるものと捉えてよいか。引き継いでいるのであれば、今後新たに出てきた要望への対応は行わないのか。	基本的には引き継いでおります。本日お示しした素案はあくまでも、計画期間である3年間、予算の裏付けをもって区民にお約束をする最低限の事業計画であり、新たな要望については、必要に応じて単年度の予算等で対応してまいります。	福祉部
2	12月15日	シビックセンター	福祉・健康	高齢者福祉	福祉の対象としての高齢者だけでなく、元気な高齢者に対する観点も盛り込んでほしい。	「ふれあいいきいきサロン事業」や「シニアプラザ」、「高齢者施設ボランティア講座」等において、ご指摘の趣旨は盛り込んでおります。	福祉部
3	12月15日	シビックセンター	まちづくり・環境	災害対策	災害時、区内の大規模事業所等を避難所として利用できるような協定づくりを考えてはいかがか。	区内に存する学校施設や民間事業所等と、災害時に避難者を受け入れる施設として利用できるよう協定を締結しておりますが、今後も拡充に向けて申し入れを行ってまいります。	総務部
4	12月15日	シビックセンター	子育て・教育	子育て支援	子育て家庭の転入増に対応できるよう、スピード感をもって育成室の整備を進めてほしい。今後、学童保育に入れるかどうか不安である。	育成室については、子育て支援計画に基づいて整備を進めております。子育てに関するニーズ調査の結果を踏まえ、今後の育成室の整備についても検討してまいります。	男女協働子育て支援部
5	12月15日	シビックセンター	福祉・健康	高齢者福祉	小日向・千石地域等でショートステイ施設の整備を進めていくとのことだが、予算規模はどのくらいか。	現在、小石川五丁目でショートステイ施設の整備を進めており、平成24年度に土地を4億7,900万円で購入しました。今後、民間事業者が整備するに当たり、施設整備に係る予算として約8,600万円を予定しています。	福祉部
6	12月15日	シビックセンター	福祉・健康	高齢者福祉	高齢者の中には、区民説明会のような場に出てきて意見を言うことが困難な方もいるが、申出等を行えば個別に対応していただけるのか。	出前講座制度を実施しておりますので、ご活用いただければと存じます。	企画政策部
7	12月15日	シビックセンター	福祉・健康	高齢者福祉	一人暮らし高齢者も増えているが、空き家等を活用して、孤立を防ぐような施策はできないか。	一人暮らし高齢者に対する支援については、「ふれあいいきいきサロン事業」、「みまもり訪問事業」、「ハートフルネットワーク事業の充実」、「空き家等対策事業」等において、取り組んでまいります。	区民部 福祉部
8	12月15日	シビックセンター	コミュニティ・産業・文化	地域コミュニティ	職員の方が地域を見回りながら、それぞれの地域固有の課題に対応・解決してくれるようなことはできないか。	地域の課題は地域で解決できるよう、数年前から地域活動センターに管理職を配置し、地域広聴員の機能強化を図るなど各地域活動センターにおいて工夫を行っているところです。	区民部

意見番号	日付	会場	分野		意見	回答	所管
9	12月15日	シビックセンター	福祉・健康	高齢者福祉	大塚地区での高齢者施設整備予定はあるか。旧寿会館は今後どうなるのか。	小石川五丁目においてショートステイ施設の整備を進めています。 また、音羽一丁目の文京福祉センターが移転する平成27年度から、跡地を活用した介護老人保健施設の整備を行う予定です。 なお、旧大塚寿会館の大塚北交流館は木造建築物であるため、耐震性の問題により平成27年4月以降の取り壊しが決まっておりますが、新たに、集会機能を備えた施設を整備する予定です。	福祉部
10	12月15日	シビックセンター	行財政運営	行財政運営	行政コストの明確化について、（育成室の）受益者負担はどうか、方針が決まっていれば教えてほしい。	使用料及び手数料については、一昨年、行財政改革推進計画に基づいて改定を行ったところです。今後とも計画に基づき、3年ごとに見直しを行っていく予定であり、新たな考えを取り入れることは想定しておりません。	企画政策部
11	12月15日	シビックセンター	まちづくり・環境	住環境	文京区は坂や階段が多く、高齢者にとっては歩きづらい場合や、シルバーカーが通れない道も多い。バリアフリー基本構想を早く進めてほしい。	バリアフリー基本構想の策定については、早急に進めていく必要があると感じており、来年度に着手いたします。	都市計画部
12	12月17日	不忍通りふれあい館	福祉・健康	障害者福祉	12月16日の福祉部の説明会にて、本郷交流館を取り壊し、5階建ての障害者福祉施設を整備すると聞いたが、唐突すぎる。あの周辺は高くても3階建て程度の建物がほとんどで、とても容認できない。	本郷交流館については、第3次行財政改革推進計画の中で耐震上の対応について検討することとしておりました。4交流館検討分科会において、その有効活用も含めて検討し、現在の整備に入っております。	企画政策部
13	12月17日	不忍通りふれあい館	行財政運営	開かれた区役所	行革計画は区報等で周知していたのか。	今回の基本構想実施計画素案と同様に、区報特集号での周知及びパブリックコメントを実施いたしました。	企画政策部
14	12月17日	不忍通りふれあい館	行財政運営	区の公共施設	施設の高度利用という話が出ているが、総合体育館などは高度利用されていない。本郷交流館跡地以外に適切な施設やスペースがあると思うが、いかがか。	総合体育館は湯島地域活動センターも入る複合施設として平成25年4月14日にオープンしました。老朽化している施設については、改築時等に他の施設との複合化、集約化による有効活用を図るなど、区有地・区有施設については、行財政改革推進計画に基づき、行政需要や地域特性等を踏まえ、その活用を検討しているところです。	企画政策部
15	12月17日	不忍通りふれあい館	福祉・健康	障害者福祉	本郷交流館跡地に建設する福祉施設の整備には国や都から補助金がでるとの説明があったが、この施設に国や都の補助を受ける必要などないのではないか。区の予算だけで建設すればいい。	本案件は、福祉に係る専門的なノウハウのある民間事業者が区有地を活用して施設整備を行うものです。整備事業者が安定的な施設運営を図るためには、事業者の負担軽減が必要となります。国・都の施設整備費補助制度を活用し、かつ区独自の施設整備費補助制度を設けることにより、福祉施設整備の推進を図るものです。	福祉部

意見番号	日付	会場	分野		意見	回答	所管
16	12月17日	不忍通りふれあい館	行財政運営	区民サービスの向上	シビックセンター1階の喫茶店は必要ない。また、アートサロンや区民ひろば等の活用方法をもっと見直していくべきである。	シビックセンター低層階の見直しについては、第3次行財政改革推進計画に基づき実施してきたところですが、引き続き検討してまいります。	企画政策部
17	12月17日	不忍通りふれあい館	行財政運営	区の公共施設	中央区はプールの利用料が65歳以上は無料である。文京区は高い。	スポーツセンター及び総合体育館のプールについては、65歳以上の方は、減免された利用料でお使いいただいております。	アカデミー推進部
18	12月17日	不忍通りふれあい館	子育て・教育	教育	不登校出現率の指標について、2.8%という数値の「維持を目指す」必要などなく、限りなく不登校ゼロを目指すべきである。ゼロにするのが現実的でないというのであれば、少なくとも下げていく姿勢を見せるべきではないか。	ご指摘の意見を踏まえて、再度、指標を見直しさせていただきます。	教育推進部
19	12月17日	不忍通りふれあい館	子育て・教育	教育	授業理解度の指標について、塾通いのお子さんと塾に通っていないお子さんの格差がある。塾に行かなくてもわかるように、というのが本来の教育行政の姿ではないのか。この指標をみると学校が頑張っているように見えるが、必ずしもそうではない。この指標は意味がないのではないか。	指標を用いた評価は、どうしても施策のある側面を捉えて行うため、難しい部分もございますが、評価の方法等については今後とも丁寧に検討してまいります。	企画政策部 教育推進部
20	12月17日	不忍通りふれあい館	子育て・教育	教育	学校支援本部やコミュニティスクールについて、現在15校程度が実施していることと思うが、全校に広げる等具体的な目標は掲げられないか。何年後に何校くらい等。	学校支援地域本部事業については、計画案に今後3年間の事業量・事業費についてお示しすることとなっております。コミュニティスクールについては、平成23年度から2校（誠之小・音羽中）をモデル校として4年間指定しています。今後の動向については、モデル校における成果検証を踏まえ、検討してまいります。	教育推進部
21	12月17日	不忍通りふれあい館	行財政運営	開かれた区役所	区民の声で意見を出したこともあるが、返答については納得できない。せっかく区民の声という制度があっても、意見が反映されていないと感じる。	「区民の声」で寄せられたご意見については、区長に報告するとともに、直ちに担当する各部がその対応を検討し、区政運営の参考として、実現可能なものについては実現していきます。	企画政策部
22	12月17日	不忍通りふれあい館	行財政運営	開かれた区役所	説明会の出席者が少ないが、周知は十分行っているのか。駒込駅の前の広報スタンドに区報が入っていない。入れ物はあるにも関わらず、区報が入っているのを見たことがない。	JR駒込駅については、平成25年4月より広報スタンドを設置し区報の配付を行っているところです。12月25日号より配付部数を増やし、不足がないように努めております。	企画政策部